

独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 会計の単位、経理の区分、経理責任者及び会計に係る書類（第4条－第10条）
- 第3章 予算及び収入支出（第11条－第17条）
- 第4章 金銭等の出納（第18条－第32条）
- 第5章 資金（第33条－第41条の2）
- 第6章 資産（第42条－第49条）
- 第7章 負債及び純資産（第50条・第51条）
- 第8章 契約（第52条－第58条）
- 第9章 決算（第59条－第62条）
- 第11章 会計上の責務（第64条・第65条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「地域医療機構」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、その業務の適正かつ効率的な運営を図るとともに、財政状態及び運営状況を明らかにすることを目的とする。

（独立行政法人通則法等の適用）

第2条 地域医療機構の財務及び会計に関しては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）、独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号。以下「機構法」という。）、独立行政法人地域医療機能推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成17年厚生労働省令第145号。以下「省令」という。）及びその他関係法令並びに独立行政法人地域医療機能推進機構業務方法書に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

2 前項に掲げる法律等により定められている事柄のうち病院に係る主なものの概要等は、下表のとおりである。

区 分	病院に係る主なものの概要	根拠規程
1 事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	通則法第36条第1項
2 会計原則	原則として企業会計原則によるものとし、具体的には、法律、省令及び業務方法書の規定による個別の定めが優先し、次いで「独立行政法人会計基準」が適用され、最後に「企業会計の基準」が適用される。	通則法第37条 省令第8条
3 財務諸表	地域医療機構として、貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する	通則法第38条 省令第11条、第12条

		書類及びこれらの附属明細書を作成する。各病院においては、このうち貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を作成する。	
4	特別な償却資産	厚生労働大臣は、減価償却を行わない資産を指定する。	省令第10条 厚生労働大臣指定
5	財産処分	重要な財産の処分については、あらかじめ厚生労働大臣の認可が必要である。この重要な財産とは、土地及び建物、その他厚生労働大臣が指定する財産とする。	通則法第48条 省令第18条
6	業務委託	効率化のために業務委託を行うことができる。委託先選定に当たっては、その実績、業務習熟度等を勘案し、委託費の縮減等に配慮する。	業務方法書第22条
7	契約	契約に関しては、競争入札実施等、品質向上、費用縮減等に配慮する。透明性及び効率性の向上を図り、不正行為防止措置を講ずる。 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）（以下「日EU・EPA」という。）及び包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定（令和2年条約第16号）（以下「日英EPA」という。）の適用を受ける。	業務方法書第23条

3 この規程に定めるもののほか、財務及び会計に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（年度所属区分の決定）

第3条 地域医療機構の資産、負債及び純資産の増減並びに収益及び費用は、その原因となる事実が発生した日の属する事業年度（以下単に「年度」という。）により所属する年度を区分するものとする。ただし、その日を決定することが困難な場合は、その原因となる事実を確認した日の属する年度によるものとする。

第2章 会計の単位、経理の区分、経理責任者及び会計に係る書類

（会計単位及びその収入支出）

第4条 次の各号ごとを各々の会計単位とする。

- 一 本部（地区事務所を除く。以下同じ。）
- 二 各地区事務所
- 三 各病院

2 各会計単位においては、各会計単位の収入に属すべきものを各会計単位の収入とし、各会計単位の支出に属すべきものを各会計単位の支出とする。

3 本部は、必要がある場合は、各地区事務所又は各病院に、使途を定めて助成を行い、又は、使途を定めて若しくは使途を定めずに貸付を行うことができる。

4 各地区事務所又は各病院は、前項の規定による本部からの貸付を借り入れるほかは、借入をしては

ならない。

(病院における区分経理)

第5条 各病院においては、次の各号に掲げる部門ごとに区分経理を行うものとする。

- 一 診療部門
- 二 介護部門
- 三 教育部門
- 四 その他部門

2 前項各号の各部門の区分経理に当たっては、各部門の収入に属すべきものを各部門の収入とし、各部門の支出に属すべきものを各部門の支出とする。ただし、予算実施計画及び収支計画で計上したものは、この限りでない。

(経理責任者及び経理担当者)

第6条 経理責任者は、本部にあつては総務部長、各地区事務所にあつては統括部長、各病院にあつては院長とする。

- 2 理事長は、特に必要があると認める場合は、前項に掲げる者以外の者を経理責任者とすることができる。
- 3 経理責任者に交替があつたときは、経理責任者の引継ぎを行わなければならない。
- 4 前2項の規定は、経理責任者の命を受けて経理の実務を行う経理担当者について準用する。

(経理科目)

第7条 経理責任者は、取引について、別表の経理科目に従い整理しなければならない。

(会計帳簿)

第8条 経理責任者は、会計に関する帳簿を備え、所要の事項を整然かつ明瞭に記録し、保存しなければならない。

2 前項の帳簿の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 総勘定元帳 様式1
- 二 合計残高試算表 様式2
- 三 補助帳簿
 - イ 現金出納簿 様式3
 - ロ 預金出納簿 様式4
 - ハ 固定資産台帳 様式5 (取得価格) 及び様式5の2 (資産除去債務)
 - ニ その他会計経理の進行に伴い必要となる帳簿
- 四 諸管理簿
 - イ 予算差引簿 様式6
 - ロ その他予算、債権債務、財産及び物品の管理に必要な帳簿

(会計伝票)

第9条 経理責任者は、資産、負債及び純資産の増減並びに収益及び費用の発生に関する取引について、伝票を作成し、これにより記録及び整理しなければならない。また、当該伝票に係る取引に関する証拠書類は、原則として、当該伝票に添付して整理するものとする。

- 2 前項の伝票を会計伝票といい、その様式は様式7によるものとし、これに作成年月日、経理科目、取引先、金額、取引内容その他必要な事項をそれぞれ記載するものとする。
- 3 第1項の証拠書類は、契約書、納品書、請求書その他これらに類する書類とする。

(保存期間等)

第10条 第8条の帳簿、第9条の会計伝票及び証拠書類その他経理に関する書類の保存期間は、当該事業年度の翌年度の6月末日から起算して、次の各号の区分に従い、各々各号に掲げる期間とする。

- 一 財務諸表、決算報告書及び総勘定元帳 10年
- 二 会計伝票、補助帳簿その他の経理に関する書類 7年

第3章 予算及び収入支出

(予算実施計画及び収支計画の作成)

第11条 経理責任者は、毎事業年度開始前の指定された期限までに、予算実施計画を様式8により、収支計画を様式9により、各々作成して理事長に提出しなければならない。また、これらについて理事長の承認を得なければ執行してはならない。

2 前項の収支計画は、第5条の規定に従い経理を区分するとともに、次の各号の経理科目群に分けて作成しなければならない。

- 一 人件費群
- 二 材料費群
- 三 その他費群（前2号に掲げるもの以外の経理科目の群をいう。）

3 第1項の収支計画には、第7条に定める経理科目表に基づき作成した予定損益計算書を添付するものとする。

(資金残高内での支出の原則)

第12条 支出は、その会計単位の資金残高の範囲を超えて行ってはならない。

(予算執行における経理科目の取扱等)

第13条 経理責任者は、予算実施計画及び収支計画で定められた経理科目に即して、収入を受け入れ、支出を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第11条第2項各号に掲げる各群の中に限り経理科目を超えて支出を行うことができる。

(予算実施計画及び収支計画の変更)

第14条 理事長は、必要があると認めるときは、予算実施計画及び収支計画の変更を経理責任者に指示することができる。

2 前項の指示に従い、経理責任者が予算実施計画及び収支計画の変更を行おうとするときは、あらかじめ、理事長の承認を得なければならない。

(年度末賞与に係る特則)

第15条 独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程（平成26年規程第33号）第80条の規定に基づき年度末賞与を支給する場合には、前2条の規定は適用しない。この場合の取扱は、理事長が別に定める。

(流用が禁止される経理科目)

第16条 特定の建物の建築又は医療機器の購入のために病院に交付された借入金収入、第38条の規定に基づき病院に交付された助成金、特定の目的のために寄附された寄附金収入その他用途を特定して交付された収入については、これを他の経費に流用してはならない。

(予算執行に関する書面原則及び帳簿)

第17条 経理責任者は、契約その他収入又は支出の原因となる行為を行うとき及び支出を行うときは、決裁伺書面により確認しなければならない。ただし、この手続を経ることが著しく非効率であるとき、又は、社会慣習上若しくは取引慣行上適当でないときは、この限りでない。

2 経理責任者は、予算差引簿に記帳して、予算の執行状況を常に明らかにしなければならない。

第4章 金銭等の出納

(金銭及び有価証券の定義)

第18条 この規程において「金銭」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 現金 通貨のほか、小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証書、銀行払歳出金支払通知書、国庫金支払通知書その他随時に通貨と引き替えることができる証書

二 預金 当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、郵便貯金及び金銭信託

2 この規程において「有価証券」とは、国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他厚生労働大臣の指定する有価証券をいう。

(取引銀行等の指定)

第19条 会計単位は、それぞれ、銀行その他の金融機関を指定して預金口座を設けるものとする。

2 前項の金融機関を、取引銀行といい、前項の預金口座を取引口座という。

(取引口座の約定)

第20条 取引口座の約定は、本部にあっては理事長が、各地区事務所にあっては当該地区を担当する理事が、各病院にあっては院長が、それぞれこれを行うものとする。

(収納)

第21条 地域医療機構の収入となるべき金額を収納しようとするときは、債務者に対する書面による債権の請求により、これを行うものとする。ただし、外来診療時の患者一部負担金など債務者をして即納させることが適当な債権にあっては口頭によることができる。

2 前項の書面を請求書といい、請求書には、債権の性格に応じ、債務者の表示、債務額、履行期限等の必要な事項を記載するものとする。

3 収納に当たっては、現金額の確認、金融機関の発行する正当な書類の確認、クレジット・カード又はデビット・カードの所定の手続の終了の確認その他の確な方法により、これを確認しなければならない。

4 このほか、収入の管理については、理事長が別に定める。

(現金等の取扱)

第22条 現金は、すべて取引口座に預け入れるものとする。

- 2 前項の預入時期は、現金を保有するに至った当日又は翌日とする。ただし、取引銀行が休業日である場合は、直近の営業日とする。この場合において、預入れまでの期間、金庫等の施錠できる場所に厳重かつ適切に保管しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、経理責任者は、次の各号に掲げるときは手許に現金を保有することができる。
 - 一 業務上支出が必要な常用雑費等のため小口現金を保有するとき。
 - 二 第26条ただし書の規定により現金による支払を行う必要があるとき。
 - 三 患者一部負担金等の受領のために必要な釣銭を保有するとき。
 - 四 患者一部負担金等の過収納を返還しようとするとき。
- 4 前項第1号の小口現金は、10万円を保有限度額とし、その補充は月1回を原則とする。
- 5 第2項後段の規定は、取引口座の通帳、有価証券その他これらに類するもの又はこれらに係る印鑑等の取扱について、準用する。
- 6 本条に定めるもののほか、小口現金の取扱については、理事長が別に定める。

(督促)

第23条 経理責任者は、履行期限までに債務者が納入すべき金額を納入しない場合は、当該債務者に対して納入を督促し、納入の確保を図らなければならない。

(延納利息)

- 第24条 経理責任者は、債務者との契約によりその履行期限を延長する特約をした場合においては、利息（以下「延納利息」という。）を付することができるものとする。
- 2 延納利息の率は、国の債権等に関する法律施行令に基づき財務大臣が別に定める率とする。
 - 3 延納利息は、次の各号のいずれかに該当する場合には付さないことができる。
 - 一 履行期限の延期の特約等をする債権が、千円未満であるとき。
 - 二 延納利息を付することとして計算した場合において、当該延納利息の額の合計額が百円未満となるとき。

(延滞金)

- 第25条 経理責任者は、債務者との契約に定めるもののほか、履行期限内に納入すべき金額が納入されなかった場合は、当該債務について延滞金を付するものとする。ただし、診療収益、介護収益並びに看護学校の授業料及び生徒寄宿舎料に係る債権については、延滞金を付さないことができる。
- 2 延滞金の利息の率については、前条第2項の規定を準用する。
 - 3 延滞金は、利息に付すこととなっている債権を除き、履行期限内に納入されなかった当該債権の金額が千円未満である場合には付さないことができる。
 - 4 延滞金に係る弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなった場合において、その時まで付される延滞金の額（その時まで徴収した金額を含む。）が百円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができる。

(支払)

第26条 支払は、口座振込（自動引落とし、ファームバンキングによる支払を含む。）により行うものとする。ただし、地域医療機構の役員又は職員（以下「役職員」という。）に対する支払、小口現金による支払その他取引上必要がある場合は、現金（小切手を含む。）により行うことができる。その他、

口座振込及び現金以外による支払いについては、理事長が別に定める。

- 2 支払に当たっては、相手先から領収書その他の証拠書類を徴さなければならない。ただし、口座振込その他金融機関を通じて支払を行う場合には、当該金融機関の発行する振込通知書その他正当な書類をもって、これに代えることができる。また、支出の性格上領収書を徴することが不可能又は社会慣習上著しく困難なものは、経理責任者の支払証明をもってこれに代えることができる。
- 3 地域医療機構の役職員が自費で支弁した地域医療機構の運営に必要な経費の精算を行う場合は、あらかじめ経理責任者の承認を得なければならない。
- 4 第1項の小切手の取扱については、理事長が別に定める。

(前払又は仮払)

第27条 経費の性質上又は業務の運営上必要があるときは、前払又は仮払をすることができる。

- 2 前払をすることができる経費は、次の各号のいずれかに該当する経費とする。
 - 一 工事請負代金及び製造代金
 - 二 定期刊行物の代金及び日本放送協会に支払う受信料
 - 三 土地建物及びその他物件の借料
 - 四 運賃及び保険料
 - 五 買収に係る土地の上にある物件の移転料
 - 六 外国から購入する物品の代金
 - 七 委託費及び諸謝金
 - 八 官公署又はこれに準ずる機関に対して支払う経費
- 3 仮払をすることができる経費は、次の各号のいずれかに該当する経費とする。
 - 一 旅費
 - 二 官公署又はこれに準ずる機関に対して支払う経費
 - 三 交通通信の不便な地方で支払う経費その他経費の性質上契約の締結から現金支払に至るまでの支出に関する一切の行為を一定の場所において速やかにしなければならない経費

(部分払)

第28条 工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れ契約に係る既納部分に対し、その契約により完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要があるときは、その既済部分又はその既納部分の代価の範囲内で部分払をすることができる。

(立替払)

第29条 業務上やむを得ない場合において、あらかじめ経理責任者の承認を得て、立替払を行うことができる。

(支払期日)

- 第30条 商取引に係る支払は、特段の事情がない限り、月1回払いとし、その方法は、月末締め翌々月末払いとする。
- 2 翌々月末日が取引銀行の休業日に当たるときは、その休業日の直前の営業日とする。
 - 3 水道光熱費など支払期日について正当な定めのある支払は、前2項の規定にかかわらず、当該定めによる。

(有価証券等の取扱)

第31条 第21条及び第26条の規定は、有価証券及び地域医療機構の収入又は支出とならない預り金等の金銭の受払について準用する。この場合において、必要がある場合は、領収書に代えて預り証を発行するものとする。

(金銭の不足)

第32条 経理責任者は、金銭に不足を生じた場合は、速やかにその事由を調査して、必要な措置を講じなければならない。

第5章 資金

(資金管理)

第33条 経理責任者は、毎事業年度開始前の指定された期限までに、資金計画を様式10により作成して理事長に提出しなければならない。また、これについて理事長の承認を得なければならない。

(資金調達及び運用)

第34条 理事長は、通則法第45条における短期借入金等の資金の調達及び同法第47条における資金の運用について、前条の資金計画に基づき実施するものとする。

(資金区分)

第35条 地域医療機構で管理する資金の概要並びにその管理及び運用の方法は、下表のとおりである。

区 分		管理する資金	管理又は運用方法
1	補助金等	地域医療機構が交付を受けることができる補助金等	本部が受領し、本部において支払うべきものを除き、次条に定めるところにより病院に交付する。
2	貸付金	本部が病院に貸し付ける資金	本部が第37条に定めるところにより病院に貸し付ける。
3	助成金	本部が次に掲げる特別な事情を有する病院に助成する資金	本部が第38条に定めるところにより病院に助成する。
		イ 看護師等の養成校を有している病院	
		ロ 院内保育所を有している病院	
		ハ その他助成金を交付することが適当と認められる病院	
4	取りまとめ資金	病院が支払うべき費用のうち本部が取りまとめることが適当な費用として、各病院が本部に納付する資金	本部が第39条に定めるところにより取りまとめ、支払を行う。
5	拠出金	病院が本部に拠出する資金	本部が第40条に定めるところにより徴収

			し、運用する。
6	預り金	地域医療機構が一時的に預かる必要があると認める資金	当該会計単位が第41条に定めるところにより管理する。
7	利益配当金	病院が本部に利益の一部を配当する資金	本部が第41条の2に定めるところにより徴収し、運用する。
8	預託金	病院が本部に預託する資金	本部が第41条の3に定めるところにより受託し、運用する。
9	前各号に定めるほか理事長が管理する必要があると認める資金		理事長が別に定めるところによる。

(補助金等)

第36条 前条の区分1に規定する補助金等の交付手続は、次のとおりとする。

- 一 機構法第21条第1項の規定に基づき、災害等の緊急の事態に対処するために、厚生労働大臣からの要請により、地域医療機構が必要な措置を講じた場合に交付される補助金等の交付手続については、別に定める。

(貸付金)

第37条 第35条の区分2に規定する貸付金は、長期貸付金及び短期貸付金に区分する。

- 2 理事長は、院長からの申請に基づき、病院が行う建物若しくは医療機器その他の設備の整備（以下、「施設・設備整備」という）又は建替整備のための土地の取得について、その整備の必要性並びに貸付の必要性及び妥当性を審査して、長期貸付金を貸し付けるものとする。

また、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和5年法律第69号）による国庫返納金に係る病院負担相当額については、理事長が別に定めるところにより、院長からの申請に基づき、長期貸付金を貸し付けるものとする。

- 3 理事長は、施設・設備整備、建替整備のための土地の取得及び国庫返納金に対する貸付を除き、病院が資金繰りを行う上で必要と認められる資金について、理事長が別に定めるところにより、短期貸付金を貸し付けるものとする。
- 4 第2項の長期貸付金及び第3項の短期貸付金の返済方法等は、理事長が別に定める。
- 5 理事長は、貸付金を貸し付けるに当たって、必要な条件を付することができる。

(助成金)

第38条 理事長は、第35条の区分3のイからハに規定する病院に対し、院長からの申請に基づき、助成金を交付することができる。

- 2 理事長は、第35条の区分3のイからハに規定する病院に対して、助成金を交付することとしたときは、次の各号に定めるところにより行う。
 - 一 第35条の区分3のイに規定する病院 理事長が別に定めるところにより得られた額を12で除して得られた額を毎月末日までに交付する。
 - 二 第35条の区分3のロに規定する病院 理事長が別に定めるところにより得られた額を毎月末日

までに交付する。

三 第35条の区分3のハに規定する病院 当該助成金の性格に応じて理事長が別に定めるところにより得られた額を交付する。

3 理事長は、助成金を交付するに当たって、必要な条件を付することができる。

(取りまとめ資金)

第39条 第35条の区分4に規定する取りまとめ資金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 火災保険料及び自動車に係る任意保険料に充てるための資金

二 退職手当に充てるための資金

三 減価償却費に相当する資金

四 消費税の納付に充てるための資金

五 JCHO総合情報ネットワークシステム経費に充てるための資金

六 マイクロソフトライセンス料に充てるための資金

七 会計監査人監査費用に充てるための資金

八 その他本部が取りまとめて支払うことが適当と認められる費用に充てるための資金

2 前項各号に規定する資金の納付については、理事長が別に定める。

3 本部は、第1項各号(第3号を除く。)の資金を財源として、各々所要の支払いを行う。

4 減価償却費に相当する資金については、当該病院が施設・設備整備を行おうとするときに、院長からの申請に基づき引き出すことができるものとする。

5 本部は、減価償却費に相当する資金を別に定める基準の範囲で、第35条の区分2の資金の財源に一時的に充てることができるものとする。

(拠出金)

第40条 院長は、第35条の区分5に規定する拠出金として、各病院の当該年度の予定損益書の経常収益(第35条の区分3に規定する助成金及び寄附金に係る金額を控除する。)に100分の0.53を乗じて得た額を12で除して得た額(千円未満は切り捨てるものとする。)を毎月末日までに本部に拠出するものとし、年度決算確定後に精算するものとする。

2 本部は、前項の拠出金を、次の資金の財源に充てるものとする。

一 本部(地区事務所を含む。)の運営に係る資金

二 理事長が別に定める調査研究事業の実施に係る資金

三 本部(地区事務所を含む。)研修事業の実施(研修センターの運営費を含む。)に係る資金

3 本部は、第1項の拠出金を、別に定める基準の範囲で、第35条の区分2の資金の財源に一時的に充てることができるものとする。

(預り金)

第41条 第35条の区分6に規定する預り金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 厚生労働科学研究費補助金その他研究に供する資金であって、地域医療機構以外の機関(以下、「配分機関」という。)から役職員に交付された資金(共同の研究者を通じて交付された場合を含む。以下、「研究費」という。)

二 患者の入院の際に必要なに応じて徴収する保証金(以下、「入院保証金」という。)

三 診療費の確定ができない場合に患者から一時的に徴収する資金(以下、「患者仮受金」という。)

四 その疾病又は心身の状態により、現金を管理し、日用品等を購入することが困難と認められる入院

患者について、本人又は扶養義務者、身元引受人等（以下、「保護者等」という。）の依頼により日用品代等として預かる資金（以下、「患者預り金」という。）

- 五 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号及び第8条第1項の規定により理事長が受給する児童手当及びこれに準ずる給付金（以下、「児童手当等」という。）
- 2 前項各号に規定する資金は、それぞれ次の各号に定めるところにより病院で管理するものとする。
 - 一 役職員は、研究費を交付された場合にあつては、当該研究費を全額病院に預託するものとし、院長は当該資金の管理方法、当該役職員への資金の交付方法等に関する要領を定め、配分機関から当該役職員に交付された資金の範囲内で研究費を経理するものとする。
 - 二 院長は、入院保証金を徴する場合にあつては、あらかじめ、管理方法、精算方法等に関する要領を定めるものとする。この場合、入院保証金を徴する旨を入院案内、外来掲示その他適当な方法により、患者に対して幅広く周知しておくとともに、入院前に患者に対して十分説明して同意を得なければならない。
 - 三 院長は、患者仮受金を徴する場合にあつては、あらかじめ、管理方法、精算方法等に関する要領を定めるものとする。この場合、患者仮受金を徴する旨を外来掲示その他適当な方法により、患者に対して幅広く周知しておくとともに、診療費の支払時には患者に対して十分説明して同意を得なければならない。
 - 四 院長は、患者預り金を預かる場合にあつては、あらかじめ、管理方法、精算方法等に関する要領を定め、その内容を本人又は保護者等に対して周知しておくものとする。
 - 五 院長は、児童手当等を管理する場合にあつては、あらかじめ、管理方法、精算方法等に関する要領を定めるものとする。院長は、管理する児童手当等を当該児童に初めて授与する場合にあつては、院長が児童手当等の管理者に指定されていることを当該児童又は当該児童の父母等に文書により通知するものとする。
- 3 院長は、前項第2号及び第3号の徴収額を設定しようとするときは、社会通念上容認される額としなければならない。

（利益配当金）

- 第41条の2 院長は、第35条の区分7に規定する利益配当金として理事長が別に定める額を、翌年度の8月末日までに本部に配当するものとする。
- 2 本部は、前項の利益配当金を、病院等の運営を支援するために必要なものとして理事長が別に定める資金の財源に充てるものとする。
- 3 本部は、第1項の利益配当金を、別に定める基準の範囲で、第35条の区分2の資金の財源に一時的に充てることができるものとする。

（預託金）

- 第41条の3 院長は、第35条の区分8に規定する預託金として、各病院が保有する資金から翌月の支払（本部への資金回送を含む。）その他資金繰りを行う上で必要な額を除いた額を、本部に預託するものとする。
- 2 前項の預託金の預託方法等については、理事長が別に定める。
- 3 本部は、預託金を別に定める基準の範囲内で、第35条の区分2の資金の財源に一時的に充てることができるものとする。

第6章 資産

(資産の区分)

第42条 資産は、流動資産及び固定資産に区分する。

2 流動資産は、現金、預金、有価証券、棚卸資産、医業未収金その他これらに準ずるものとする。

3 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産とし、次の各号に定めるものとする。

- 一 有形固定資産 建物、構築物、医療用器械備品、車両、放射性同位元素、その他器械備品で取得価格が50万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの、土地、建設仮勘定及びその他これらに準ずるもの
- 二 無形固定資産 特許権、借地権その他これらに準ずるもの
- 三 投資その他の資産 長期定期預金、投資有価証券その他これらに準ずるもの

(棚卸資産の範囲)

第43条 棚卸資産は、医薬品、診療材料（介護診療材料を含む。）、給食用材料及び貯蔵品とする。

(棚卸資産の評価方法)

第44条 棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法によるものとする。ただし、毀損、変質等のため通常の方法で使用に耐えないものは、処分可能額によるものとする。

第45条 前2条のほか、棚卸資産の管理については、理事長が別に定める。

(固定資産の価額)

第46条 固定資産の取得価額は、次の各号に定めるところによる。

- 一 新規に取得するもの 購入価格、製作費又は建設費に当該資産を事業の用に供するまでに通常必要となる費用を加算した価額
 - 二 交換により取得するもの 譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額
 - 三 寄附、譲与、その他により評価編入するもの それぞれの資産を適正に評価した価額
 - 四 販売用不動産から固定資産として保有したもの 省令附則第2条第1項に基づき評価した価額
- 2 独立行政法人会計基準に定める資産除去債務に係る会計処理の適用を受けるものにあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に定める価額に、資産除去債務として負債計上した額を加算した価額とする。

(固定資産の減損に関する基準)

第47条 地域医療機構の固定資産の減損に関する基準は、省令第8条により、「独立行政法人会計の基準」を適用するものとする。

(資産の管理)

第48条 現金、預金、医業未収金等の流動資産については、常に残高を確認し管理に万全を期さなければならぬ。

2 固定資産の管理その他必要な事項については、理事長が別に定める。また、第42条第3項の定めるところにより有形固定資産として計上しなかった財産のうち、固定資産に準じて取り扱うものについても、同様とする。

(固定資産の減価償却)

第49条 有形固定資産はその耐用年数にわたり、無形固定資産はその資産の利用可能期間にわたり定額法により、減価償却を行う。

2 耐用年数及び残存価額等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の例によることとし、その取扱については、理事長が別に定める。

第7章 負債及び純資産

（負債の区分）

第50条 負債は、流動負債及び固定負債に区分する。

2 流動負債は、預り補助金、預り寄附金、短期借入金、買掛金、未払金、賞与引当金その他これらに準ずるものとする。

3 固定負債は、資産見返負債、長期借入金、地域医療機構債券、退職給付引当金、資産除去債務その他これらに準ずるものとする。

（純資産の区分）

第51条 純資産は、資本金、資本剰余金及び利益剰余金又は繰越欠損金に区分する。

2 資本金は、機構法第5条に規定する政府出資金とする。

3 資本剰余金は、その他行政コスト累計額に含まれる減価償却相当累計額、減損損失相当累計額、利息費用相当累計額及び除売却差額相当累計額を控除した額とする。

4 利益剰余金又は繰越欠損金は、通則法第44条第1項に基づく積立金、機構法第16条第1項に定める前中期目標期間繰越積立金、通則法第44条第3項により中期計画で定める使途に充てるために使途ごとに適当な名称を付した積立金及び当期末処分利益又は当期末処理損失とする。

第8章 契約

（契約の方法）

第52条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、理事長が別に定める。

3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第1項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、理事長が別に定めるところにより、指名競争に付するものとする。

4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、理事長が別に定めるところにより、随意契約によるものとする。

5 契約に係る予定価格が少額である場合その他理事長が別に定める場合においては、第1項及び第3項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

6 日EU・EPA及び日英EPAを実施するために必要な事項は、前5項の規定にかかわらず、独立行政法人地域医療機能推進機構政府調達に関する協定等に係る物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成31年規程第1号）によるものとする。

(競争の方法)

第53条 前条第1項、第3項又は第5項の規定による競争は、入札の方法をもってこれを行わなければならない。ただし、理事長が別に定める契約方法に付する場合には、入札の方法によらないことができる。

2 前項の規定により入札を行う場合においては、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

3 前項の規定は、第1項ただし書きの入札の方法によらない競争を行う場合に準用する。

(契約の期間)

第54条 契約の期間は、1年度の期間以内の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、その契約の性格上、複数年度にまたがった契約期間とすることが適当なものについては、複数年度の契約とすることができる。

3 複数年度の契約期間とすることのできる契約の例及び期間の例は次のとおりである。

- 一 治験・市販後調査の受託 当該治験・市販後調査の期間
- 二 院内の清掃業務の委託 2年から3年程度
- 三 院内給食業務の委託 3年から4年程度
- 四 駐車場の管理業務の委託 5年程度
- 五 土地の賃借 慣行上合理的な期間
- 六 土地の貸与 10年以内又は慣行上合理的な期間
- 七 売店事業者又は食堂事業者への病院内施設の貸与 5年以内又は慣行上合理的な期間

4 合理的な理由がある場合においては、前項に示す取扱以外の取扱とすることができる。また、契約を複数年度にわたって締結する場合であっても、契約金額の定めを年度ごと等に別に定めることができる。

(競争的契約決定方法における交渉権者の決定)

第55条 経理責任者は、契約の目的に応じて予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者を契約の交渉権者とし、その者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、地域医療機構の支払の原因となる契約について、第一順位の交渉権者（以下、「第一交渉権者」という。）が、次の各号に掲げる場合にあっては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることができる。

- 一 申込みの価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき。
- 二 契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき。

2 契約の性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格及びその他の条件が地域医療機構にとって最も有利な者（同項ただし書に該当する場合にあっては、次に有利な者。）をもって契約の第一交渉権者とすることができる。

(競争的契約決定方法における契約価額の決定)

第56条 経理責任者は、契約の第一交渉権者が決まった場合は、直ちにその者と交渉し、契約価額を決定しなければならない。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行うことができる。

2 前項の規定により契約価額が決定した場合は、その者を契約の相手方とするものとする。

(監督及び検査)

第57条 経理責任者は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、契約の適正な履行を確保するために必要な監督をしなければならない。

- 2 経理責任者は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。
- 3 経理責任者は、特に必要があると認める場合においては、地域医療機構の職員以外の者に前2項の監督及び検査を委託して行わせることができる。

(契約監視委員会)

第58条 地域医療機構の契約の適正を期するために設置する契約監視委員会については、理事長が別に定める。

第9章 決算

(月次決算)

第59条 経理責任者は、各月の翌月20日までに当該各月の月次決算を行い、速やかに理事長及び当該会計単位を所掌する地区担当の理事に送付しなければならない。

- 2 理事長は、業務上特に必要と認められるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する期限を変更することができる。

(年度決算)

第60条 経理責任者は、毎年度末における資産及び負債の残高並びに当該年度における損益に関し真正な数値を把握するため各帳簿の締切りを行い、資産の評価、債権及び債務の整理その他決算整理を的確に行って決算を行い、速やかに理事長に報告しなければならない。

- 2 経理責任者は、前項の決算を、速やかに当該会計単位を所掌する地区担当の理事に送付しなければならない。

(財務諸表及び決算報告書)

第61条 理事長は、年度の決算のために、地域医療機構に係る財務諸表及び決算報告書を作成しなければならない。

- 2 前項の財務諸表の種類及び様式は、以下のとおりとする。

- 一 貸借対照表 様式11
- 二 行政コスト計算書 様式12
- 三 損益計算書
- 四 純資産変動計算書 様式13
- 五 キャッシュ・フロー計算書
- 六 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- 七 附属明細書

(セグメント情報の開示)

第62条 独立行政法人会計基準に定めるセグメント情報の開示は、次の区分により行うものとする。

- 一 機構法第13条第1項第1号から第3号までの各業務
- 二 地域医療機構に係る法人共通の業務

第10章 内部監査

(内部監査)

第63条 理事長は、業務の適正かつ能率的な執行を図るとともに会計処理の適正を期すため、その指名した役職員をして理事長の名において内部監査を行わせるものとする。

第11章 会計上の責務

(会計上の義務と責任)

第64条 地域医療機構の役職員は、財務及び会計に関し適用される法令並びにこの規程に基づき善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。

(損害賠償請求)

第65条 地域医療機構は、故意又は重大な過失により前条の規定に反して地域医療機構に損害を与えた役職員に対して、その損害賠償を請求することができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第14号)

(施行期日)

この規程は、平成27年3月31日から施行する。

附 則 (平成28年規程第30号)

(施行期日)

この規程は、平成28年8月16日から施行する。

附 則 (平成29年規程第49号)

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第22号)

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第2号)

(施行期日)

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則 (平成31年規程第3号)

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第14号)

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第46号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程による改正前の独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程（以下「会計規程」という。）第40条及び第59条の規定については、この規程による改正後の会計規程第40条及び第59条の規定にかかわらず、この規程の施行の日から令和3年4月1日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (令和2年規程第50号)

(施行期日)

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年規程第62号)

(施行期日)

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第30号)

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第21号)

(施行期日)

この規程は、令和5年5月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第31号)

(施行期日)

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

附 則 (令和6年規程第16号)

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年規程第35号)

(施行期日)

この規程は、令和6年11月20日から施行する。

附 則 (令和7年規程第6号)

(施行期日)

この規程は、令和7年3月1日から施行する。

附 則 (令和8年規程第29号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和8年4月14日から施行する。

第2条 この規程による改正後の独立行政法人地域医療機能推進機構会計規程第47条の規定については、令和7年4月1日に始まる事業年度から適用する。

別表〔第7条〕

大科目	中科目	集計小科目	小科目	明細科目	説明		
経常収益	診療業務収益	医業収益	入院診療収益	入院診療収益	入院患者の診療、療養に係る収益		
			室料差額収益(診療)	室料差額収益(診療)	保険外併用療養費の対象となる特別の療養環境の提供に係る収益		
			外来診療収益	外来診療収益	外来患者の診療、療養に係る収益		
				訪問看護収益(医療保険)	訪問看護に係る収益(医療保険)		
				訪問看護収益(介護保険)	訪問看護に係る収益(介護保険)		
				訪問看護収益(自費)	訪問看護に係る収益(自費)		
			保健予防活動収益	保健予防活動収益	各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等保健予防活動に係る収益(自動車事故による後遺障害等級認定診断、身体障害等級認定診断、年金恩給診断、海外移住者渡航診断等の治療行為以外の診断を含む。なお、診断等に伴う診断書料は文書料で整理する)		
			その他医業収益	受託検査施設利用収益	他の医療機関から検査の委託を受けた場合の検査収益及び医療器機を他の医療機関の利用に供した場合の収益		
				文書料	文書料		
				その他	上記に属さない医業収益		
				保険等査定減(△)	保険等査定減(△)	社会保険診療報酬支払基金などの審査機関による審査減額	
			研究収益	研究収益	医療技術開発等研究収益	国及びそれに準ずる機関以外の者から委託を受けて行う研究経費にかかる収益	
					その他(研究)	特許権使用許諾収益など上記に属さない研究収益(国及びそれに準ずる機関から委託を受けて行う研究経費にかかる収益も含む。)	
		運営費交付金収益	運営費交付金収益	運営費交付金収益	負債に計上した診療業務に係る運営費交付金債務を診療業務費用に充てた場合に収益化する勘定		
				資産見返運営費交付金戻入	運営費交付金により取得した診療業務に係る固定資産の減価償却相当額を資産見返運営費交付金から振り替えて収益化する勘定		
		補助金収益	補助金等収益	補助金等収益	負債に計上した診療業務に係る預り補助金について補助金の交付決定通知書記載の業務の実施に応じて収益として整理する勘定		
				資産見返補助金等戻入	補助金により取得した診療業務に係る固定資産の減価償却相当額を資産見返補助金等から振り替えて収益化する勘定		
		寄附金収益	寄附金収益	寄附金収益(負債振替)	負債に計上した(使途の定めがある)診療業務に係る預り寄附金について使途に従って診療業務費用が発生した時点で収益として整理する勘定		
				寄附金収益(直接計上)	預り寄附金として整理されない寄附金(使途の定めがないもの)を診療業務に関連して受領した場合に直接収益化する勘定		
				資産見返寄附金戻入	寄附金により取得した診療業務に係る固定資産の減価償却相当額を資産見返寄附金から振り替えて収益化する勘定		
		資産見返物品受贈額戻入	資産見返物品受贈額戻入	資産見返物品受贈額戻入	国から譲与された固定資産のうち診療業務に係る償却資産について、毎事業年度の減価償却相当額を収益化整理する勘定		
		施設費収益	施設費収益	施設費収益	負債に計上した診療業務に係る預り施設費について資本剰余金に振り替えられなかった部分を収益化整理する勘定		
		その他診療業務収益	その他診療業務収益	その他診療業務収益	上記に属さない診療業務収益		
		介護業務収益	介護収益	介護保健施設介護料収益	介護保健施設介護料収益	介護保健施設介護料収益	介護保険施設サービス(入所)に係る収益
					在宅サービス介護料収益	在宅サービス介護報酬収益	在宅サービスに係る収益(保険請求分)
						在宅サービス負担金収益	在宅サービスに係る収益(利用者負担分)
						介護予防在宅サービス介護報酬収益	介護予防在宅サービスに係る収益(保険請求分)
						介護予防在宅サービス負担金収益	介護予防在宅サービスに係る収益(利用者負担分)
					居宅介護支援介護料収益	居宅介護支援介護料収益	居宅介護支援に係る収益
					室料差額収益(介護)	室料差額収益(介護)	保険外併用療養費の対象となる特別の療養環境の提供に係る収益
					利用者等利用料収益	介護保健施設入所者利用料収益	入所利用者に係る利用料収益
						在宅サービス利用料収益	在宅サービス利用者に係る利用料収益
						介護予防在宅サービス利用料収益	介護予防在宅サービス利用者に係る利用料収益
						食事利用料収益	入所者又は利用者が支払う食費収益
						介護予防食事利用料収益	介護予防サービス利用者が支払う食費収益
						居住費等収益	入所者又は利用者が支払う居住費、滞在費及び住居費
						その他介護利用料収益	上記のいずれの利用料
				受託施設利用収益	受託施設利用収益	市町村等から事業を受託し、施設を利用に供した場合の収益	
				その他介護収益	その他介護収益	上記に属さない介護収益	
				介護報酬査定減(△)	介護報酬査定減(△)	国保連等の審査機関による審査減額	
				運営費交付金収益	運営費交付金収益	運営費交付金収益	負債に計上した介護業務に係る運営費交付金債務を介護業務費用に充てた場合に収益化する勘定
						資産見返運営費交付金戻入	運営費交付金により取得した介護業務に係る固定資産の減価償却相当額を資産見返運営費交付金から振り替えて収益化する勘定
				補助金等収益	補助金等収益	補助金等収益	負債に計上した介護業務に係る預り補助金について補助金の交付決定通知書記載の業務の実施に応じて収益として整理する勘定
						資産見返補助金等戻入	補助金により取得した介護業務に係る固定資産の減価償却相当額を資産見返補助金等から振り替えて収益化する勘定
				寄附金収益	寄附金収益	寄附金収益(負債振替)	負債に計上した(使途の定めがある)介護業務に係る預り寄附金について使途に従って介護業務費用が発生した時点で収益として整理する勘定
						寄附金収益(直接計上)	預り寄附金として整理されない寄附金(使途の定めがないもの)を介護業務に関連して受領した場合に直接収益化する勘定
						資産見返寄附金戻入	寄附金により取得した介護業務に係る固定資産の減価償却相当額を資産見返寄附金から振り替えて収益化する勘定
資産見返物品受贈額戻入	資産見返物品受贈額戻入			資産見返物品受贈額戻入	国から譲与された固定資産のうち介護業務に係る償却資産について、毎事業年度の減価償却相当額を収益化整理する勘定		
施設費収益	施設費収益			施設費収益	負債に計上した介護業務に係る預り施設費について資本剰余金に振り替えられなかった部分を収益化整理する勘定		
その他介護業務収益	その他介護業務収益			健康増進ホーム利用料収入	健康増進ホーム利用者に係る利用料収入		
				地域包括支援センター委託料収益	地域包括支援センターの介護認定調査等の委託料収益、権利擁護事業に係る収益		
				在宅介護支援センター委託料収益	在宅介護支援センターの介護認定調査等の委託料収益、権利擁護事業に係る収益		
				その他介護業務収益	上記に属さない介護業務収益		
教育業務収益	看護師等養成所収益			看護師等養成所収益	入学金	看護師等養成所の入学金にかかる収益	
					検定料	看護師等養成所の入学検定料にかかる収益	

大科目	中科目	集計小科目	小科目	明細科目	説明						
その他経常収益				授業料	看護師等養成所の授業料にかかる収益						
				生徒宿舍料	看護師等養成所の生徒寄宿舎使用料収益						
				その他(教育)	上記の細目に属さない看護師等養成所収益						
				研修収益	研修収益	受託研修収益	医療機関、各医療従事者養成学校以外からの研修や実習受入に係る収入				
				運営費交付金収益	運営費交付金収益	運営費交付金収益	負債に計上した教育業務に係る運営費交付金債務を教育業務費に充てた場合に収益化する勘定				
				補助金等収益	補助金等収益	資産見返運営費交付金戻入	運営費交付金により取得した教育業務に係る固定資産の減価償却相当額を資産見返運営費交付金から振り替えて収益化する勘定				
						補助金等収益	負債に計上した教育業務に係る預り補助金について補助金の交付決定通知書記載の業務の実施に応じて収益として整理する勘定				
				寄附金収益	寄附金収益	資産見返補助金等戻入	補助金により取得した教育業務に係る固定資産の減価償却相当額を資産見返補助金等から振り替えて収益化する勘定				
						寄附金収益(負債振替)	負債に計上した(使途の定めがある)教育業務に係る預り寄附金について使途に従って教育業務費が発生した時点で収益として整理する勘定				
						寄附金収益(直接計上)	預り寄附金として整理されない寄附金(使途の定めがないもの)を教育業務に関連して受領した場合に直接収益化する勘定				
				資産見返物品受贈額戻入	資産見返物品受贈額戻入	資産見返物品受贈額戻入	寄附金により取得した教育業務に係る固定資産の減価償却相当額を資産見返寄附金から振り替えて収益化する勘定				
				施設費収益	施設費収益	施設費収益	国から譲与された固定資産のうち教育業務に係る償却資産について、毎事業年度の減価償却相当額を収益化整理する勘定				
				その他教育業務収益	その他教育業務収益	その他教育業務収益	負債に計上した教育業務に係る預り施設費について資本剰余金に振り替えられなかった部分を収益化整理する勘定				
				その他経常収益				受取利息	上記に属さない教育業務収益		
								財務収益	受取利息	預貯金および貸付金から生じる受取利息	
								土地建物等貸付料収入	土地建物等貸付料収入	内部受取利息	本部施設間の金融取引から生じる内部金利の受取額
										有価証券利息	有価証券から生じる受取利息
										有価証券売却益	有価証券を売却した場合の売却益
										土地建物等貸付料収入	病院の土地建物等を使用した場合の使用料収益および貸し付けた場合の貸付料収益
								宿舍貸付料収入	宿舍貸付料収入	診療業務	診療業務に従事する職員からの宿舍使用料収益
										介護業務	介護業務に従事する職員からの宿舍使用料収益
										教育業務	教育業務に従事する職員からの宿舍使用料収益
										共通	上記に属さない職員からの宿舍使用料収益
								運営費交付金収益	運営費交付金収益	運営費交付金収益	負債に計上した共通業務に係る運営費交付金債務を一般管理費に充てた場合に収益化する勘定
								補助金等収益	補助金等収益	資産見返運営費交付金戻入	運営費交付金により取得した共通業務に係る固定資産の減価償却相当額を資産見返運営費交付金から振り替えて収益化する勘定
										補助金等収益	負債に計上した共通業務に係る預り補助金について補助金の交付決定通知書記載の業務の実施に応じて収益として整理する勘定
								寄附金収益	寄附金収益	資産見返補助金等戻入	補助金により取得した共通業務に係る固定資産の減価償却相当額を資産見返補助金等から振り替えて収益化する勘定
										寄附金収益(負債振替)	負債に計上した(使途の定めがある)共通業務に係る預り寄附金について使途に従って共通業務費が発生した時点で収益として整理する勘定
										寄附金収益(直接計上)	預り寄附金として整理されない寄附金(使途の定めがないもの)を共通業務に関連して受領した場合に直接収益化する勘定
								資産見返物品受贈額戻入	資産見返物品受贈額戻入	資産見返物品受贈額戻入	寄附金により取得した共通業務に係る固定資産の減価償却相当額を資産見返寄附金から振り替えて収益化する勘定
施設費収益	施設費収益	施設費収益	国から譲与された固定資産のうち共通業務に係る償却資産について、毎事業年度の減価償却相当額を収益化整理する勘定								
施設経費受入額	施設経費受入額	施設経費受入額	負債に計上した共通業務に係る預り施設費について資本剰余金に振り替えられなかった部分を収益化整理する勘定								
本部経費受入額	本部経費受入額	本部経費受入額	本部が施設経費を負担した場合に、施設にて用いる勘定								
その他経常収益	その他経常収益	受取手数料	施設が本部経費を負担した場合に、本部にて用いる勘定								
経常費用	診療業務費	給与費	給料					患者外給食収益	機構が収受する各種の受取手数料		
								その他	患者以外に提供した食事に対する収益		
								その他	上記に属さないその他経常収益		
								給与費	給料	職員に対する給料・手当	職員に対する給料・手当
										臨時職員給与	臨時に招聘する医師等に係る給与
										賞与	職員に対する賞与
										賞与引当金繰入額	賞与引当金の繰入
										退職給付費用	退職給付引当金の繰入
										その他退職給付費用	上記に属さない退職給付関連費用
				法定福利費	児童手当に係る事業主の拠出金						
				社会保険料	法令に基づく事業主負担額						
				その他法定福利費	上記に属さない法令に基づく関連費用						
				材料費	医薬品費	医薬品費	(1)投薬用薬品の費消額 (2)注射用薬品(血液、プラスマを含む)の費消額 (3)外用薬、検査用試薬、造影剤など前記の項目に属さない薬品の費消額				
						診療材料費	カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、歯科用材料、包帯、ガーゼ、水、ティスポ注射器など1回ごとに消費する診療材料の費消額				
						給食用材料費	患者給食のために使用した食品、調味料等の費消額				
						医療消耗器具備品費	診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具及び放射性同位元素のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年以内に取替更新されるもの				
				委託費	検査委託費	検査委託費	外部に委託した検査業務の対価としての費用(集中検体搬送費用を含む) ※プランチラフ等で材料費と人件費部分が請求書等で区分できる場合は、材料費相当額は除外すること。				
						給食委託費	外部に委託した給食業務の対価としての費用 ※給食業務委託契約で材料費と人件費部分が請求書等で区分できる場合は、材料費相当額は除外すること。				
						寝具委託費	外部に委託した寝具整備業務の対価としての費用				
						医事委託費	外部に委託した医事業務の対価としての費用				
						清掃委託費	外部に委託した清掃業務の対価としての費用				

大科目	中科目	集計小科目	小科目	明細科目	説明
			保守委託費	保守委託費	外部に委託した施設設備に係る保守業務の対価としての費用(ただし、器機保守料に該当するものを除く)
			その他の委託費	洗濯委託費 廃棄物処理委託費 その他の委託費	洗濯業務にかかる委託費 廃棄物の処理委託費 上記に属さない外部委託費
	設備関係費	減価償却費	診)減価償却費(建物・取得)	診)減価償却費(建物・取得)	建物の取得価額に対する減価償却費
			診)減価償却費(建物・債務)	診)減価償却費(建物・債務)	建物の資産除去債務に対する減価償却費
			診)減価償却費(建物・利息)	診)減価償却費(建物・利息)	建物の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
			診)減価償却費(建物附設・取得)	診)減価償却費(建物附設・取得)	建物附属設備の取得価額に対する減価償却費
			診)減価償却費(建物附設・債務)	診)減価償却費(建物附設・債務)	建物附属設備の資産除去債務に対する減価償却費
			診)減価償却費(建物附設・利息)	診)減価償却費(建物附設・利息)	建物附属設備の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
			診)減価償却費(構築物・取得)	診)減価償却費(構築物・取得)	構築物の取得価額に対する減価償却費
			診)減価償却費(構築物・債務)	診)減価償却費(構築物・債務)	構築物の資産除去債務に対する減価償却費
			診)減価償却費(構築物・利息)	診)減価償却費(構築物・利息)	構築物の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
			診)減価償却費(構築物リ・取得)	診)減価償却費(構築物リ・取得)	構築物(リース資産)の取得価額に対する減価償却費
			診)減価償却費(構築物リ・債務)	診)減価償却費(構築物リ・債務)	構築物(リース資産)の資産除去債務に対する減価償却費
			診)減価償却費(構築物リ・利息)	診)減価償却費(構築物リ・利息)	構築物(リース資産)の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
			診)減価償却費(医器機備・取得)	診)減価償却費(医器機備・取得)	医療用器械備品の取得価額に対する減価償却費
			診)減価償却費(医器機備・債務)	診)減価償却費(医器機備・債務)	医療用器械備品の資産除去債務に対する減価償却費
			診)減価償却費(医器機備・利息)	診)減価償却費(医器機備・利息)	医療用器械備品の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
			診)減価償却費(医器機備リ・取得)	診)減価償却費(医器機備リ・取得)	医療用器械備品(リース資産)の取得価額に対する減価償却費
			診)減価償却費(医器機備リ・債務)	診)減価償却費(医器機備リ・債務)	医療用器械備品(リース資産)の資産除去債務に対する減価償却費
			診)減価償却費(医器機備リ・利息)	診)減価償却費(医器機備リ・利息)	医療用器械備品(リース資産)の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
			診)減価償却費(他器機備・取得)	診)減価償却費(他器機備・取得)	その他器械備品の取得価額に対する減価償却費
			診)減価償却費(他器機備・債務)	診)減価償却費(他器機備・債務)	その他器械備品の資産除去債務に対する減価償却費
			診)減価償却費(他器機備・利息)	診)減価償却費(他器機備・利息)	その他器械備品の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
			診)減価償却費(他器機備リ・取得)	診)減価償却費(他器機備リ・取得)	その他器械備品(リース資産)の取得価額に対する減価償却費
			診)減価償却費(他器機備リ・債務)	診)減価償却費(他器機備リ・債務)	その他器械備品(リース資産)の資産除去債務に対する減価償却費
			診)減価償却費(他器機備リ・利息)	診)減価償却費(他器機備リ・利息)	その他器械備品(リース資産)の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
			診)減価償却費(車両・取得)	診)減価償却費(車両・取得)	車両の取得価額に対する減価償却費
			診)減価償却費(車両・債務)	診)減価償却費(車両・債務)	車両の資産除去債務に対する減価償却費
			診)減価償却費(車両・利息)	診)減価償却費(車両・利息)	車両の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
			診)減価償却費(車両リ・取得)	診)減価償却費(車両リ・取得)	車両(リース資産)の取得価額に対する減価償却費
			診)減価償却費(車両リ・債務)	診)減価償却費(車両リ・債務)	車両(リース資産)の資産除去債務に対する減価償却費
			診)減価償却費(車両リ・利息)	診)減価償却費(車両リ・利息)	車両(リース資産)の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
			診)減価償却費(放同元素・取得)	診)減価償却費(放同元素・取得)	放射性同位元素の取得価額に対する減価償却費
			診)減価償却費(放同元素・債務)	診)減価償却費(放同元素・債務)	放射性同位元素の資産除去債務に対する減価償却費
			診)減価償却費(放同元素・利息)	診)減価償却費(放同元素・利息)	放射性同位元素の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
			診)減価償却費(他有固資・取得)	診)減価償却費(他有固資・取得)	その他有形固定資産の取得価額に対する減価償却費
			診)減価償却費(他有固資・債務)	診)減価償却費(他有固資・債務)	その他有形固定資産の資産除去債務に対する減価償却費
			診)減価償却費(他有固資・利息)	診)減価償却費(他有固資・利息)	その他有形固定資産の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
			診)減価償却費(無形固資)	診)減価償却費(無形固資)	無形固定資産の減価償却費
			診)減価償却費(無形固資リ)	診)減価償却費(無形固資リ)	無形固定資産(リース資産)の減価償却費
		資産除去債務履行差額	診)債務履行差額(建物)	診)債務履行差額(建物)	資産除去債務が履行された際に、除去にかかる支出が当初の見積りの差額
			診)債務履行差額(建物附設)	診)債務履行差額(建物附設)	
			診)債務履行差額(構築物)	診)債務履行差額(構築物)	
			診)債務履行差額(構築物リ)	診)債務履行差額(構築物リ)	
			診)債務履行差額(医器機備)	診)債務履行差額(医器機備)	
			診)債務履行差額(医器機備リ)	診)債務履行差額(医器機備リ)	
			診)債務履行差額(他器機備)	診)債務履行差額(他器機備)	
			診)債務履行差額(他器機備リ)	診)債務履行差額(他器機備リ)	
			診)債務履行差額(車両)	診)債務履行差額(車両)	
			診)債務履行差額(車両リ)	診)債務履行差額(車両リ)	
			診)債務履行差額(放同元素)	診)債務履行差額(放同元素)	
			診)債務履行差額(他有固資)	診)債務履行差額(他有固資)	

大科目	中科目	集計小科目	小科目	明細科目	説明			
			修繕費	修繕費	資産等に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用(固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は資本的支出として当該固定資産勘定に含める)			
			器機賃借料	病院情報システム賃借料 医療器機賃借料 在宅医療器機賃借料 その他器機賃借料	病院情報システム賃借料(固定資産に計上を要しないものに限る) 医療器機の借料及び損料(固定資産に計上を要しないものに限る) 在宅医療器機の借料及び損料(固定資産に計上を要しないものに限る) 上記に属さない器機賃借料(固定資産に計上を要しないものに限る)			
			地代家賃	地代家賃	診療業務に係る地代家賃			
			固定資産税等	固定資産税等	有料宿舎にかかる固定資産税			
			器機保守料	医療器機保守委託費 コンピュータ運営委託費 その他器機保守料	医療器機(検査器機を含む)の保守点検に係る委託料等 電子計算機の維持管理に係る委託料等 上記に属さない器機保守料			
			器機設備保険料	器機設備保険料	施設設備に係る保険料等の費用(車両関係費に該当するものを除く)			
			車両関係費	車両関係費	救急車、検診車、巡回用自動車、乗用車などの燃料、車両検査、自動車損害賠償責任保険、自動車重量税等の費用			
			研究研修費	研究研修費	研究費 研修費	研究図書購入費など診療業務に密接な研究活動費 講習会参加に係る会費、旅費交通費、研修会開催のために招聘した講師に対する謝金、院外の者を主な対象とする研修会にかかる費用等、職員研修に係る費用		
			経費		福利厚生費	職員厚生費	職員に係る法定外の厚生費	
						健康診断費	職員の健康診断に要する費用	
						その他福利厚生費	上記に属さない福利厚生費	
						旅費交通費	業務出張旅費	診療業務のための出張旅費(近距離の船舶及び乗車の回数券、有料道路の通行券を含む)(研修費に属するものを除く)
							赴任旅費	診療業務に係る常勤職員に支給する赴任旅費
							海外出張旅費	診療業務に係る海外出張者に支給する旅費
							医師等招聘旅費	診療援助のため招聘する医師等の旅費
							その他旅費交通費	上記に属さない旅費交通費
						通信費	郵送料	郵便料
							通話料	電信及び電話料
							データ通信料	データ通信料
							運搬費	事務用、事業用等の諸物品の荷造り費及び運賃
							その他通信費	上記に属さない通信費
						消耗品費	消耗品費	カルテ、検査伝票、会計伝票などの医療用、事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額(ただし、材料費に属するものを除く)
						消耗器具備品費	消耗器具備品費	事務用その他の器械、器具のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年以内に取替更新されるもの
						水道光熱費	電力料	電気料
							水道料	水道料
							燃料費	重油等の燃料費
							ガス料	ガス料及び計器使用料
							その他水道光熱費	上記に属さない水道光熱費に相当するもの
			租税公課	消費税等 公課	「消費税法及び地方消費税法」に基づく納付額のうち、施設割当分 公害健康被害補償法に基づく汚染負荷量賦課金などの賦課金、上下水道受益者負担金、構外設備等の負担金、町会費等の公共的課金			
				その他租税公課	上記に属さない租税公課(設備関係費で整理される固定資産税を除く)			
			医業貸倒損失	医業貸倒損失	医業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額			
			貸倒引当金繰入額	貸倒引当金繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金のうち、徴収不能と見積もられる部分の金額			
			低価法評価損	低価法評価損	棚卸資産の簿価を時価が下回った場合の差額			
			本部経費負担額	本部経費負担額	病院の負担に属する本部費用			
			その他	被服費	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣などの費用			
				広告宣伝費	広報誌、ホームページの作成、変更、公共の場の看板、掲示物等に係る費用			
				会議費	運営諸会議など院内管理のための会議の費用			
				交際費	慶弔など交際に要する費用			
				諸会費	病院を代表して院長が加入する各種団体に対する会費、分担金などの費用 ※協議会に係る懇親会費は支出できない			
				死体解剖費用	死体の解剖を承諾した遺族等に対する謝金及び死体解剖に伴う諸雑費			
				弁護士費用	弁護士に係る報酬			
				雑費	上記のいずれにも属さない経費			
				給料	職員に対する給料・手当 臨時職員給与	臨時に招聘する医師等に係る給与		
				賞与	職員に対する賞与			
			賞与引当金繰入額	賞与引当金の繰入				
			退職給付費用	退職給付引当金の繰入 その他退職給付費用	退職給付引当金の繰入 上記に属さない退職給付関連費用			
			法定福利費	児童手当	児童手当に係る事業主の拠出金			
				社会保険料	法令に基づく事業主負担額			
			その他法定福利費	上記に属さない法令に基づく関連費用				
			材料費	医薬品費	医薬品費	(1)投薬用薬品の費消額 (2)注射用薬品(血液、プラスマを含む)の費消額 (3)外用薬、検査用試薬、造影剤など前記の項目に属さない薬品の費消額		
				介護療養材料費	介護療養材料費	カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、歯科用材料、包帯、ガーゼ、氷、ティスポ注射器など1回ごとに消費する介護業務に係る診療材料の費消額		
				利用者等材料費	利用者等材料費	利用者のおむつ料、その他日常生活サービス費等に係る材料の費消額		
				給食用材料費 介護療養消耗器具備品費	給食用材料費 介護療養消耗器具備品費	利用者給食のために使用した食品、調味料等の費消額 介護用の器械、器具及び放射性同位元素のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年以内に取替更新されるもの		
			委託費	検査委託費	検査委託費	外部に委託した検査業務の対価としての費用(集中検体搬送費用を含む) ※プランチラボ等で材料費と人件費部分が請求書等で区分できる場合は、材料費相当額は除外すること。		
				給食委託費	給食委託費	外部に委託した給食業務の対価としての費用 ※給食業務委託契約で材料費と人件費部分が請求書等で区分できる場合は、材料費相当額は除外すること。		
				寝具委託費	寝具委託費	外部に委託した寝具整備業務の対価としての費用		

大科目	中科目	集計小科目	小科目	明細科目	説明		
		設備関係費	清掃委託費	清掃委託費	外部に委託した清掃業務の対価としての費用		
			保守委託費	保守委託費	外部に委託した施設設備に係る保守業務の対価としての費用(ただし、器械保守料に該当するものを除く)		
			その他の委託費	洗濯委託費	洗濯業務にかかる委託費		
				廃棄物処理委託費	廃棄物の処理委託費		
				その他委託費	上記に属さない外部委託費		
				減価償却費	介)減価償却費(建物・取得)	建物の取得価額に対する減価償却費	
					介)減価償却費(建物・債務)	建物の資産除去債務に対する減価償却費	
					介)減価償却費(建物・利息)	建物の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用	
					介)減価償却費(建物附設・取得)	建物附属設備の取得価額に対する減価償却費	
					介)減価償却費(建物附設・債務)	建物附属設備の資産除去債務に対する減価償却費	
					介)減価償却費(建物附設・利息)	建物附属設備の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用	
					介)減価償却費(構築物・取得)	構築物の取得価額に対する減価償却費	
					介)減価償却費(構築物・債務)	構築物の資産除去債務に対する減価償却費	
					介)減価償却費(構築物・利息)	構築物の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用	
					介)減価償却費(構築物リ・取得)	構築物(リース資産)の取得価額に対する減価償却費	
					介)減価償却費(構築物リ・債務)	構築物(リース資産)の資産除去債務に対する減価償却費	
					介)減価償却費(構築物リ・利息)	構築物(リース資産)の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用	
					介)減価償却費(医療器械備・取得)	医療用器械備品の取得価額に対する減価償却費	
					介)減価償却費(医療器械備・債務)	医療用器械備品の資産除去債務に対する減価償却費	
					介)減価償却費(医療器械備・利息)	医療用器械備品の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用	
					介)減価償却費(医療器械備リ・取得)	医療用器械備品(リース資産)の取得価額に対する減価償却費	
					介)減価償却費(医療器械備リ・債務)	医療用器械備品(リース資産)の資産除去債務に対する減価償却費	
					介)減価償却費(医療器械備リ・利息)	医療用器械備品(リース資産)の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用	
					介)減価償却費(他器械備・取得)	その他器械備品の取得価額に対する減価償却費	
					介)減価償却費(他器械備・債務)	その他器械備品の資産除去債務に対する減価償却費	
					介)減価償却費(他器械備・利息)	その他器械備品の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用	
					介)減価償却費(他器械備リ・取得)	その他器械備品(リース資産)の取得価額に対する減価償却費	
					介)減価償却費(他器械備リ・債務)	その他器械備品(リース資産)の資産除去債務に対する減価償却費	
					介)減価償却費(他器械備リ・利息)	その他器械備品(リース資産)の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用	
					介)減価償却費(車両・取得)	車両の取得価額に対する減価償却費	
					介)減価償却費(車両・債務)	車両の資産除去債務に対する減価償却費	
					介)減価償却費(車両・利息)	車両の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用	
					介)減価償却費(車両リ・取得)	車両(リース資産)の取得価額に対する減価償却費	
					介)減価償却費(車両リ・債務)	車両(リース資産)の資産除去債務に対する減価償却費	
					介)減価償却費(車両リ・利息)	車両(リース資産)の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用	
					介)減価償却費(放同元素・取得)	放射性同位元素の取得価額に対する減価償却費	
					介)減価償却費(放同元素・債務)	放射性同位元素の資産除去債務に対する減価償却費	
					介)減価償却費(放同元素・利息)	放射性同位元素の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用	
					介)減価償却費(他有固定資産・取得)	その他有形固定資産の取得価額に対する減価償却費	
					介)減価償却費(他有固定資産・債務)	その他有形固定資産の資産除去債務に対する減価償却費	
					介)減価償却費(他有固定資産・利息)	その他有形固定資産の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用	
					介)減価償却費(無形固定資産)	無形固定資産の減価償却費	
					介)減価償却費(無形固定資産リ)	無形固定資産(リース資産)の減価償却費	
					資産除去債務履行差額	介)債務履行差額(建物)	資産除去債務が履行された際に、除去にかかる支出が当初の見積りの差額
						介)債務履行差額(建物附設)	
						介)債務履行差額(構築物)	
						介)債務履行差額(構築物リ)	
						介)債務履行差額(医療器械備)	
						介)債務履行差額(医療器械備リ)	
						介)債務履行差額(他器械備)	
						介)債務履行差額(他器械備リ)	
						介)債務履行差額(車両)	
			介)債務履行差額(車両リ)				
			介)債務履行差額(放同元素)				
			介)債務履行差額(他有固定資産)				

大科目	中科目	集計小科目	小科目	明細科目	説明
			修繕費	修繕費	資産等に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用(固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は資本的支出として当該固定資産勘定に含める)
		器機賃借料	介護情報システム賃借料 医療器機賃借料 在宅医療器機賃借料 その他器機賃借料	介護情報システム賃借料(固定資産に計上を要しないものに限る) 医療器機の借料及び損料(固定資産に計上を要しないものに限る) 在宅医療器機の借料及び損料(固定資産に計上を要しないものに限る) 上記に属さない器機賃借料(固定資産に計上を要しないものに限る)	
		地代家賃	地代家賃	介護業務に係る地代家賃	
		固定資産税等	固定資産税等	有料宿舎にかかる固定資産税	
		器機保守料	医療器機保守委託費 コンピュータ運営委託費 その他器機保守料	医療器機(検査器機を含む)の保守点検に係る委託料等 電子計算機の維持管理に係る委託料等 上記に属さない器機保守料	
		器機設備保険料	器機設備保険料	施設設備に係る保険料等の費用(車両関係費に該当するものを除く)	
		車両関係費	車両関係費	巡回用自動車、乗用車などの燃料、車両検査、自動車損害賠償責任保険、自動車重量税等の費用	
	研究研修費	研究研修費	研究費 研修費	研究図書購入費など介護業務に密接な研究活動費 講習会参加に係る会費、旅費交通費、研修会開催のために招聘した講師に対する謝金、施設外の者を主な対象とする研修会にかかる費用等、職員研修に係る費用	
	経費	福利厚生費	職員厚生費 健康診断費 その他福利厚生費	職員に係る法定外の厚生費 職員の健康診断に要する費用 上記に属さない福利厚生費	
		旅費交通費	業務出張旅費 赴任旅費 海外出張旅費 医師等招聘旅費 その他旅費交通費	介護業務のための出張旅費(近距離の船舶及び乗車の回数券、有料道路の通行券を含む)(研修費に属するものを除く) 介護業務に係る常勤職員に支給する赴任旅費 介護業務に係る海外出張者に支給する旅費 診療援助のため招聘する医師等の旅費 上記に属さない旅費交通費	
		通信費	郵送料 通話料 データ通信料 運搬費 その他通信費	郵便料 電信及び電話料 データ通信料 事務用、事業用等の諸物品の荷造り費及び運賃 上記に属さない通信費	
		消耗品費	消耗品費	カルテ、検査伝票、会計伝票などの介護用、事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額(ただし、材料費に属するものを除く)	
		消耗器具備品費	消耗器具備品費	事務用その他の器械、器具のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年以内に取替更新されるもの	
		水道光熱費	電力料 水道料 燃料費 ガス料 その他水道光熱費	電気料 水道料 重油等の燃料費 ガス料及び計器使用料 上記に属さない水道光熱費に相当するもの	
		租税公課	消費税等 公課 その他租税公課	「消費税法及び地方消費税法」に基づく納付額のうち、施設割当分 公害健康被害補償法に基づく汚染負荷量賦課金などの賦課金、上下水道受益者負担金、構外設備等の負担金、町金費等の公共的課金 上記に属さない租税公課(設備関係費で整理される固定資産税を除く)	
		介護事業貸倒損失	介護事業貸倒損失	施設運営事業未収金の徴収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額	
		貸倒引当金繰入額	貸倒引当金繰入額	当該会計期間に発生した施設運営事業未収金のうち、徴収不能と見積もられる部分の金額	
		低価法評価損	低価法評価損	棚卸資産の簿価を時価が下回った場合の差額	
		その他	被服費 広告宣伝費 会議費 交際費 諸会費 死体解剖費用 弁護士費用 雑費	従業員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣などの費用 広報誌、ホームページの作成、変更、公共の場の看板、掲示物等に係る費用 運営諸会議など施設内管理のための会議の費用 慶弔など交際に要する費用 施設を代表して施設長が加入する各種団体に対する会費、分担金などの費用 ※協議会に係る懇親会費は支出できない 死体の解剖を承諾した遺族等に対する謝金及び死体解剖に伴う諸雑費 弁護士に係る報酬 上記のいずれにも属さない経費	
	教育業務費	給与費	本部経費負担額 給料 臨時職員給与 賞与 賞与引当金繰入額 退職給付費用 法定福利費	本部経費負担額 職員に対する給料・手当 臨時に招聘する医師等に係る給与 職員に対する賞与 賞与引当金の繰入 退職給付引当金の繰入 上記に属さない退職給付関連費用 児童手当 法令に基づく事業主負担額 上記に属さない法令に基づく関連費用	
		経費	福利厚生費 臨床実習協力費 旅費交通費 通信費 消耗品費 消耗器具備品費 生徒関連諸費	職員厚生費 健康診断費 上記に属さない福利厚生費 看護師等養成所の生徒の臨床実習受入外部施設に対する謝金 看護師等養成所の職員、院外講師に係る旅費交通費(赴任旅費、海外出張旅費を含む) 郵便料 電信及び電話料 データ通信料 事務用、事業用等の諸物品の荷造り費及び運賃 上記に属さない通信費 用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額 事務用その他の器械、器具のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年以内に取替更新されるもの 看護師等養成所における生徒の健康診断費 看護師等養成所における生徒の一般教材及び図書並びに模型等の購入費 看護師等養成所における生徒の生活環境整備費	

大科目	中科目	集計小科目	小科目	明細科目	説明
				生徒被服費	看護師等養成所における生徒の被服等の購入費
				生徒実習経費	看護師等養成所における生徒の校外実習経費
				生徒旅費	看護師等養成所の生徒の見学及び実習のための旅費交通費
				その他生徒関連諸費	上記に属さない生徒関連諸費
			水道光熱費	電力料	電気料
				水道料	水道料
				燃料費	重油等の燃料費 ※車両関係費に相当するものは含まない。
				ガス料	ガス料及び計器使用料
				その他水道光熱費	上記に属さない水道光熱費に相当するもの
			減価償却費	教)減価償却費(建物・取得)	建物の取得価額に対する減価償却費
				教)減価償却費(建物・債務)	建物の資産除去債務に対する減価償却費
				教)減価償却費(建物・利息)	建物の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
				教)減価償却費(建物附設・取得)	建物附属設備の取得価額に対する減価償却費
				教)減価償却費(建物附設・債務)	建物附属設備の資産除去債務に対する減価償却費
				教)減価償却費(建物附設・利息)	建物附属設備の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
				教)減価償却費(構築物・取得)	構築物の取得価額に対する減価償却費
				教)減価償却費(構築物・債務)	構築物の資産除去債務に対する減価償却費
				教)減価償却費(構築物・利息)	構築物の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
				教)減価償却費(構築物リ・取得)	構築物(リース資産)の取得価額に対する減価償却費
				教)減価償却費(構築物リ・債務)	構築物(リース資産)の資産除去債務に対する減価償却費
				教)減価償却費(構築物リ・利息)	構築物(リース資産)の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
				教)減価償却費(医器機備・取得)	医療用器械備品の取得価額に対する減価償却費
				教)減価償却費(医器機備・債務)	医療用器械備品の資産除去債務に対する減価償却費
				教)減価償却費(医器機備・利息)	医療用器械備品の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
				教)減価償却費(医器機備リ・取得)	医療用器械備品(リース資産)の取得価額に対する減価償却費
				教)減価償却費(医器機備リ・債務)	医療用器械備品(リース資産)の資産除去債務に対する減価償却費
				教)減価償却費(医器機備リ・利息)	医療用器械備品(リース資産)の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
				教)減価償却費(他器機備・取得)	その他器械備品の取得価額に対する減価償却費
				教)減価償却費(他器機備・債務)	その他器械備品の資産除去債務に対する減価償却費
				教)減価償却費(他器機備・利息)	その他器械備品の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
				教)減価償却費(他器機備リ・取得)	その他器械備品(リース資産)の取得価額に対する減価償却費
				教)減価償却費(他器機備リ・債務)	その他器械備品(リース資産)の資産除去債務に対する減価償却費
				教)減価償却費(他器機備リ・利息)	その他器械備品(リース資産)の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
				教)減価償却費(車両・取得)	車両の取得価額に対する減価償却費
				教)減価償却費(車両・債務)	車両の資産除去債務に対する減価償却費
				教)減価償却費(車両・利息)	車両の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
				教)減価償却費(車両リ・取得)	車両(リース資産)の取得価額に対する減価償却費
				教)減価償却費(車両リ・債務)	車両(リース資産)の資産除去債務に対する減価償却費
				教)減価償却費(車両リ・利息)	車両(リース資産)の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
				教)減価償却費(放同元素・取得)	放射性同位元素の取得価額に対する減価償却費
				教)減価償却費(放同元素・債務)	放射性同位元素の資産除去債務に対する減価償却費
				教)減価償却費(放同元素・利息)	放射性同位元素の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
				教)減価償却費(他有固資・取得)	その他有形固定資産の取得価額に対する減価償却費
				教)減価償却費(他有固資・債務)	その他有形固定資産の資産除去債務に対する減価償却費
				教)減価償却費(他有固資・利息)	その他有形固定資産の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
				教)減価償却費(無形固資)	無形固定資産の減価償却費
				教)減価償却費(無形固資リ)	無形固定資産(リース資産)の減価償却費
			資産除去債務履行差額	教)債務履行差額(建物)	資産除去債務が履行された際に、除去にかかる支出が当初の見積りの差額
				教)債務履行差額(建物附設)	
				教)債務履行差額(構築物)	
				教)債務履行差額(構築物リ)	
				教)債務履行差額(医器機備)	
				教)債務履行差額(医器機備リ)	
				教)債務履行差額(他器機備)	
				教)債務履行差額(他器機備リ)	
				教)債務履行差額(車両)	
				教)債務履行差額(車両リ)	
				教)債務履行差額(放同元素)	

大科目	中科目	集計小科目	小科目	明細科目	説明													
			その他	教)債務履行差額(他有固定資産)														
				入学試験費用	入学試験委員等に対する謝金、旅費交通費他、入学試験に必要な費用													
				被服費	職員に支給又は貸与する白衣、予防衣、診察衣、作業衣などの費用													
				広告宣伝費	広報誌、ホームページの作成、変更、公共の場の看板、掲示物等に係る費用													
				修繕費	資産等に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用(固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は資本的支出として当該固定資産勘定に含める)													
				情報システムリース料	情報システム賃賃料(固定資産に計上を要しないものに限る)													
				土地建物賃借料	本部支部に係る地代家賃													
				その他賃借料	上記に属さない賃借料(固定資産に計上を要しないものに限る)													
				委託費	業務委託に係る費用													
				本部経費負担額	看護師等養成所の負担に属する本部費用													
				奨学費	地域医療機能推進機構が定める規則等に基づく授業料等の減免額													
				車両関係費	乗用車などの燃料、車両検査、自動車損害賠償責任保険、自動車税等の費用													
				雑費	上記のいずれにも属さない看護師等養成所経費													
				一般管理費	給与費	給料	給料	職員に対する給料・手当										
							臨時職員給与	非常勤職員に対する給与										
							役員報酬	役員に対する報酬・手当										
							賞与	役員に対する賞与										
							賞与引当金繰入額	賞与引当金の繰入										
							退職給付費用	退職給付引当金の繰入										
							法定福利費	その他退職給付費用 児童手当 社会保険料 その他法定福利費	上記に属さない退職給付関連費用 児童手当に係る事業主の拠出金 法令に基づく事業主負担額 上記に属さない法令に基づく関連費用									
							経費	福利厚生費	職員厚生費	役員厚生費	役員に係る法定外の厚生費							
									健康診断費	健康診断に要する費用								
									その他福利厚生費	上記に属さない福利厚生費								
									旅費交通費	業務出張旅費	一般管理業務のための出張旅費(近距離の船舶及び乗車の回数券、有料道路の通行券を含む)							
										赴任旅費	一般管理業務に係る常勤職員に支給する赴任旅費							
										海外出張旅費	一般管理業務に関連する海外出張者に支給する旅費							
										その他旅費交通費	上記に属さない旅費交通費							
										通信費	郵送料	郵便料						
											通話料	通信及び電話料						
											データ通信料	データ通信料						
											運搬費	事務用、事業用等の諸物品の荷造り費及び運賃						
											その他通信費	上記に属さない通信費						
											消耗品費	消耗品費	用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に消費するものの費消額(ただし、材料費に属するものを除く)					
												消耗器具備品費	消耗器具備品費	事務用その他の器械、器具のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または1年以内に取替更新されるもの				
													水道光熱費	電力料	電気料			
														水道料	水道料			
														燃料費	重油等の燃料費			
														ガス料	ガス料及び計器使用料			
														その他水道光熱費	上記に属さない水道光熱費に相当するもの			
														賃借料	情報システムリース料	情報システム賃賃料(固定資産に計上を要しないものに限る)		
															土地建物賃借料	本部支部に係る地代家賃		
															その他賃借料	上記に属さない賃借料(固定資産に計上を要しないものに限る)		
															租税公課	消費税等	「消費税法及び地方消費税法」に基づく納付額のうち、施設割当未了分	
																公課	上記に属さない公共的課金	
																その他租税公課	上記に属さない租税公課(印紙税を含む。また、設備関係費で整理される固定資産税を除く)	
																減価償却費	般)減価償却費(建物・取得)	建物の取得価額に対する減価償却費
																	般)減価償却費(建物・債務)	建物の資産除去債務に対する減価償却費
																	般)減価償却費(建物・利息)	建物の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
																	般)減価償却費(建物附設・取得)	建物附属設備の取得価額に対する減価償却費
																	般)減価償却費(建物附設・債務)	建物附属設備の資産除去債務に対する減価償却費
																	般)減価償却費(建物附設・利息)	建物附属設備の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
																	般)減価償却費(構築物・取得)	構築物の取得価額に対する減価償却費
																	般)減価償却費(構築物・債務)	構築物の資産除去債務に対する減価償却費
																	般)減価償却費(構築物・利息)	構築物の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
																	般)減価償却費(構築物リ・取得)	構築物(リース資産)の取得価額に対する減価償却費
																	般)減価償却費(構築物リ・債務)	構築物(リース資産)の資産除去債務に対する減価償却費
																	般)減価償却費(構築物リ・利息)	構築物(リース資産)の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
																	般)減価償却費(医器機備・取得)	医療用器械備品の取得価額に対する減価償却費
																	般)減価償却費(医器機備・債務)	医療用器械備品の資産除去債務に対する減価償却費
																	般)減価償却費(医器機備・利息)	医療用器械備品の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
																	般)減価償却費(医器機備リ・取得)	医療用器械備品(リース資産)の取得価額に対する減価償却費
																	般)減価償却費(医器機備リ・債務)	医療用器械備品(リース資産)の資産除去債務に対する減価償却費

大科目	中科目	集計小科目	小科目	明細科目	説明
				般)減価償却費(医器械備り・利息)	医療用器械備品(リース資産)の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
				般)減価償却費(他器械備・取得)	その他器械備品の取得価額に対する減価償却費
				般)減価償却費(他器械備・債務)	その他器械備品の資産除去債務に対する減価償却費
				般)減価償却費(他器械備・利息)	その他器械備品の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
				般)減価償却費(他器械備り・取得)	その他器械備品(リース資産)の取得価額に対する減価償却費
				般)減価償却費(他器械備り・債務)	その他器械備品(リース資産)の資産除去債務に対する減価償却費
				般)減価償却費(他器械備り・利息)	その他器械備品(リース資産)の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
				般)減価償却費(車両・取得)	車両の取得価額に対する減価償却費
				般)減価償却費(車両・債務)	車両の資産除去債務に対する減価償却費
				般)減価償却費(車両・利息)	車両の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
				般)減価償却費(車両り・取得)	車両(リース資産)の取得価額に対する減価償却費
				般)減価償却費(車両り・債務)	車両(リース資産)の資産除去債務に対する減価償却費
				般)減価償却費(車両り・利息)	車両(リース資産)の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
				般)減価償却費(放同元素・取得)	放射性同位元素の取得価額に対する減価償却費
				般)減価償却費(放同元素・債務)	放射性同位元素の資産除去債務に対する減価償却費
				般)減価償却費(放同元素・利息)	放射性同位元素の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
				般)減価償却費(他有固資・取得)	その他有形固定資産の取得価額に対する減価償却費
				般)減価償却費(他有固資・債務)	その他有形固定資産の資産除去債務に対する減価償却費
				般)減価償却費(他有固資・利息)	その他有形固定資産の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
				般)減価償却費(無形固資)	無形固定資産の減価償却費
				般)減価償却費(無形固資り)	無形固定資産(リース資産)の減価償却費
			資産除去債務履行差額	般)債務履行差額(建物)	資産除去債務が履行された際に、除去にかかる支出が当初の見積りの差額
				般)債務履行差額(建物附設)	
				般)債務履行差額(構築物)	
				般)債務履行差額(構築物り)	
				般)債務履行差額(医器械備)	
				般)債務履行差額(医器械備り)	
				般)債務履行差額(他器械備)	
				般)債務履行差額(他器械備り)	
				般)債務履行差額(車両)	
				般)債務履行差額(車両り)	
				般)債務履行差額(放同元素)	
				般)債務履行差額(他有固資)	
			その他	監査報酬	会計監査人の法定監査報酬
				諸経費	会計監査人監査に係る出張旅費、宿泊費等の関連経費
				弁護士費用	弁護士に係る報酬
				施設経費負担額	本部の負担に属する施設費用
				研修費	本部が実施する研修会に係る会場借料、会場設置費、講師謝金等の費用
				広告宣伝費	広報誌、ホームページの作成、変更、公共の場の看板、掲示物等に係る費用
				車両関係費	乗用車などの燃料、車両検査、自動車損害賠償責任保険、自動車税等の費用
				会議費	運営諸会議など連携施設管理のための会議の費用
				修繕費	資産等に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用(固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力などを高めるような改良に要する費用は資本的支出として当該固定資産勘定に含める)
				委託費	業務委託に係る費用
				保険料	本部支部にて締結する保険契約に係る費用
				交際費	慶弔など交際に要する費用(経理責任者が支出するのが適当と認めたものに限り)
				諸会費	法人を代表して理事長等が加入する各種団体に対する会費、分担金などの費用
				雑費	上記に属さない経費
	その他経常費用	財務費用	支払利息	支払利息	長期借入金、短期借入金の支払利息
				内部支払利息	本部借入金から生じる内部金利の支払額
			支払手数料	支払手数料	振込手数料等の支払手数料
	その他経常費用		その他経常費用	債券発行費	機構債券発行に係る債券発行費を整理する勘定
				債券発行差金償却	債券発行差金の償却額
				有価証券売却損	有価証券を売却した場合の売却損
				患者外給食用材料費	患者以外に提供した食事に対する費用
				医業外貸倒損失	医業未収金以外の債権の回収不能額のうち、貸倒引当金で補填されない部分の金額
				医業外貸倒引当金繰入額	当該会計期間に発生した医業未収金以外の債権の発生額のうち、回収不能と見積もられる部分の金額
				保育所運営経費	保育所運営に係る経費
				その他経常費用	上記に属さない経常費用
				本部経費負担額	
臨時利益	臨時利益	固定資産売却益	固定資産売却益	固定資産売却益	固定資産の売却価額がその帳簿価額を超える差額
		施設委託先清算金	施設委託先清算金	施設委託先清算金	
		その他臨時利益	その他臨時利益	物品受贈益	国から贈与された物品のうち、資産ではなく、費用として整理されたものに係る受贈益

大科目	中科目	集計小科目	小科目	明細科目	説明
				弁償金・補償金利益	法令、規定または契約による弁償金、違約金等の収益
				損害補償損失引当金戻入	医療賠償等による損害賠償金の損失負担見込額に対する引当金のうち、当期取崩額
				その他臨時利益	上記に属さない臨時利益
臨時損失	臨時損失	固定資産売却損	固定資産売却損	固定資産売却損	固定資産の売却価額がその帳簿価額に不足する差額
				固定資産売却費	固定資産を売却する際の売却手数料など支出を伴う費用
		固定資産除却損	固定資産除却損	固定資産除却損	固定資産を廃棄した場合の帳簿価額
				固定資産除却費	固定資産を廃棄する際の撤去費、廃棄費など支出を伴う費用
		固定資産減損損失	固定資産減損損失	固定資産減損損失(取得)	固定資産の減損を認識した際、当該資産の取得価額から減額する費用
				固定資産減損損失(債務)	固定資産の減損を認識した際、当該資産の除去債務から減額する費用
				固定資産減損損失(利息費用)	固定資産の減損を認識した際、当該資産の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用
		損害補償損失引当金繰入額	損害補償損失引当金繰入額	損害補償損失引当金繰入額	医療賠償等による損害賠償金の損失負担見込額に対する引当金のうち、当期繰入額
		賠償金等負担額	賠償金等負担額	賠償金等負担額	不法行為及び債務不履行その他権利侵害の結果その被害者に対する賠償金、損害賠償の性質を有する見舞金並びにそれに付随する諸経費(個別係争案件にかかる弁護士費用、切手・印紙代、鑑定費用、証人旅費、指定代理人旅費、弁護士旅費等)
		補償金負担額	補償金負担額	補償金負担額	土地の取得に伴う建物等の移転等に関する補償金
その他臨時損失	その他臨時損失	災害損失	火災、出水等の災害に係る廃棄損、復旧に係る費用(減失した固定資産の簿価は固定資産除却損として整理する)		
			その他臨時損失	上記に属さない臨時損失	

大科目	中科目	集計小科目	小科目	明細科目	説明				
資産	流動資産	流動資産	現金及び預金	現金	通貨、小切手、郵便為替証券、振替貯金振出証券、銀行払戻し金支払通知書、国庫送金通知書その他随時に通貨と引き換えることができる証券				
				小口現金	支払い担当者にあらかじめ資金を前渡ししており、日常の少額現金支払に充てる場合の資金の増減を処理する勘定				
				現金過不足	現金の実数が高と帳簿残高が不一致の場合に、その原因が判明するまで実数高の金額になるように帳簿残高の金額を修正するために用いる勘定科目				
				普通預金	普通預金口座				
				当座預金	当座預金口座				
				通知預金	通知預金口座(複数口座を有していても細目設定不要)				
				定期預金	契約期間1年以内の定期預金口座(複数口座を有していても細目設定不要)				
				別段預金	別段預金口座(複数口座を有していても細目設定不要)				
				有価証券	有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する売買目的有価証券および1年以内に満期が到来する満期保有目的債券			
				医薬未収金	医薬未収金	医薬収益に対する未収金			
					健診未収金	保健予防活動収益に対する未収金			
					訪問看護事業未収金	訪問看護収益に対する未収金			
				貸倒引当金(△)	貸倒引当金(医薬未収金)(△)	医薬未収金に係る取立不能見込額の引当金			
				施設運営事業未収金	施設運営事業未収金	介護業務収益に対する未収金			
					地域包括支援センター未収金	地域包括支援センターの介護認定調査等の委託料収益、権利擁護事業等の収益に対する未収金			
					在宅介護支援センター未収金	在宅介護支援センターの介護認定調査等の委託料収益、権利擁護事業等の収益に対する未収金			
					健康増進ホーム未収金	健康増進ホーム利用料収入に対する未収金			
				貸倒引当金(△)	貸倒引当金(施設運営事業未収金)(△)	施設運営事業未収金に係る取立不能見込額の引当金			
				未収金	未収補助金	施設運営収益に対する未収金			
					その他未収金	医薬収益以外の収益に対する未収金			
				貸倒引当金(△)	貸倒引当金(未収金)(△)	未収金に係る取立不能見込額の引当金			
				医薬品	医薬品	医薬品(費用勘定の医薬品費参照)の棚卸高			
				診療材料	診療材料	診療材料(費用勘定の診療材料費参照)の棚卸高			
					介護療養材料	介護療養材料(費用勘定の介護療養材料費参照)の棚卸高			
					利用者等材料	利用者等材料(費用勘定の利用者等材料費参照)の棚卸高			
					給食用材料	給食用材料(費用勘定の給食用材料費参照)の棚卸高			
				貯蔵品	医療消耗器具備品	医療消耗器具備品(費用勘定の医療消耗器具備品費参照)の棚卸高			
					介護療養消耗器具備品	介護療養消耗器具備品(費用勘定の介護療養消耗器具備品費参照)の棚卸高			
					消耗器具備品	その他の消耗品及び消耗器具備品(費用勘定の消耗品費、消耗器具備品費参照)の棚卸高			
					燃料	燃料(費用勘定の燃料費参照)の棚卸高			
					その他貯蔵品	上記に属さない貯蔵品			
				前払費用	前払費用	賃借料、支払利息などの経過に依存して費用が発生する継続的な債務の享受取引に対する前払分のうち未経過分の金額(ただし、1年を超えて費用化するものは除く)			
				未収収益	未収収益	受取利息、賃料など時の経過に依存して収益が発生する継続的な債務提供取引においてすでに債務の提供は行ったが、会計期末までに法的にその対価の支払い請求を行えない分の金額			
				その他流動資産	前渡金	修繕料、燃料の購入代金の前渡額、修繕代金の前渡額、その他これに類する前渡額			
					仮払金	現金の支払いをする際どの勘定科目で処理すべきか未決定のとき、あるいは勘定科目は決定しているが支出時に金額が暫定的な場合に、当初支出額を一旦整理する勘定			
					立替金	他の者に変わって暫定的に支出した金額			
					未収消費税等	決算時における消費税及び地方消費税の計算において見込まれた運付相当額			
					短期貸付金	金融消費債権契約等に基づく債権の外部者に対する貸付取引のうち当初の契約において1年以内に受取期限の到来するもの			
					貸倒引当金(短期貸付金)(△)	短期貸付金に係る取立不能見込額の引当金			
					役員短期貸付金	役員に対する貸付金のうち当初の契約において1年以内に受取期限の到来するもの			
					従業員短期貸付金	従業員に対する貸付金のうち当初の契約において1年以内に受取期限の到来するもの			
					本部短期貸付金	本部に対する貸付金のうち当初の定めにおいて1年以内に受取期限の到来するもの			
					施設短期貸付金	施設に対する貸付金のうち当初の定めにおいて1年以内に受取期限の到来するもの			
					一年以内回収本部長期貸付金	本部長期貸付金のうち1年以内に回収期限が到来する分			
					一年以内回収施設長期貸付金	施設長期貸付金のうち1年以内に回収期限が到来する分			
					その他流動資産	上記に属さない流動資産			
				固定資産	有形固定資産	建物	建物(取得)	診療棟、病棟、管理棟、職員宿舎など病院に属する建物	
							建物(債務)		
							建物附属設備(取得)	電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に附属する設備	
							建物附属設備(債務)		
							建物減価償却累計額(△)	診療棟、病棟、管理棟、職員宿舎など病院に属する建物に係る減価償却累計額	
								建物減価償却累計額(債務△)	
								建物附属設備減価償却累計額(取得△)	電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に附属する設備に係る減価償却累計額
								建物附属設備減価償却累計額(債務△)	
							建物減損損失累計額(△)	診療棟、病棟、管理棟、職員宿舎など病院に属する建物に係る減損損失累計額	
								建物減損損失累計額(債務△)	
								建物附属設備減損損失累計額(取得△)	電気、空調、冷暖房、昇降機、給排水など建物に附属する設備に係る減損損失累計額
								建物附属設備減損損失累計額(債務△)	
							構築物	構築物(取得)	貯水池、門、塀、舗装道路、緑化施設など建物及び附属設備以外の工作物、土木設備であって土地に定着したもの
								構築物(債務)	
								構築物(リース)(取得)	ファイナンス・リース取引によって調達した構築物
								構築物(リース)(債務)	
							構築物減価償却累計額(△)	構築物減価償却累計額(取得△)	貯水池、門、塀、舗装道路、緑化施設など建物及び附属設備以外の工作物、土木設備であって土地に定着したものに係る減価償却累計額
								構築物(リース)減価償却累計額(取得△)	ファイナンス・リース取引によって調達した構築物に係る減価償却累計額
								構築物(リース)減価償却累計額(債務△)	
							構築物減損損失累計額(△)	構築物減損損失累計額(取得△)	貯水池、門、塀、舗装道路、緑化施設など建物及び附属設備以外の工作物、土木設備であって土地に定着したものに係る減損損失累計額
								構築物(リース)減損損失累計額(取得△)	ファイナンス・リース取引によって調達した構築物に係る減損損失累計額
								構築物(リース)減損損失累計額(債務△)	
							医療用器械備品	医療用器械備品(取得)	治療、検査、看護など医療用の器械、器具、備品など
								医療用器械備品(リース)(取得)	ファイナンス・リース取引によって調達した医療用器械備品
								医療用器械備品(リース)(債務)	
							医療用器械備品減価償却累計額(△)	医療用器械備品減価償却累計額(取得△)	治療、検査、看護など医療用の器械、器具、備品などに係る減価償却累計額
								医療用器械備品(リース)減価償却累計額(取得△)	ファイナンス・リース取引によって調達した医療用器械備品に係る減価償却累計額
								医療用器械備品(リース)減価償却累計額(債務△)	
							医療用器械備品減損損失累計額(△)	医療用器械備品減損損失累計額(取得△)	治療、検査、看護など医療用の器械、器具、備品などに係る減損損失累計額
								医療用器械備品(リース)減損損失累計額(取得△)	ファイナンス・リース取引によって調達した医療用器械備品に係る減損損失累計額
								医療用器械備品(リース)減損損失累計額(債務△)	
							その他器械備品	その他器械備品(取得)	その他上記の科目に属さない器械、器具、備品など
								その他器械備品(リース)(取得)	ファイナンス・リース取引によって調達したその他器械備品
								その他器械備品(リース)(債務)	
							その他器械備品減価償却累計額(△)	その他器械備品減価償却累計額(取得△)	その他上記の科目に属さない器械、器具、備品などに係る減価償却累計額
								その他器械備品(リース)減価償却累計額(取得△)	ファイナンス・リース取引によって調達したその他器械備品に係る減価償却累計額
								その他器械備品(リース)減価償却累計額(債務△)	
							その他器械備品減損損失累計額(△)	その他器械備品減損損失累計額(取得△)	その他上記の科目に属さない器械、器具、備品などに係る減損損失累計額
								その他器械備品(リース)減損損失累計額(取得△)	ファイナンス・リース取引によって調達したその他器械備品に係る減損損失累計額
								その他器械備品(リース)減損損失累計額(債務△)	
							車両	車両(取得)	救急車、レントゲン車、その他の自動車
								車両(債務)	
								車両(リース)(取得)	ファイナンス・リース取引によって調達した車両

大科目	中科目	集計小科目	小科目	明細科目	説明
			車両(リース)(債務)	車両(リース)(債務)	
			車両減価償却累計額(取得△)	車両減価償却累計額(取得△)	救急車、レントゲン車、その他の自動車に係る減価償却累計額
			車両減価償却累計額(債務△)	車両減価償却累計額(債務△)	
			車両(リース)減価償却累計額(取得△)	車両(リース)減価償却累計額(取得△)	ファイナンス・リース取引によって調達した車両に係る減価償却累計額
			車両(リース)減価償却累計額(債務△)	車両(リース)減価償却累計額(債務△)	
			車両減損損失累計額(取得△)	車両減損損失累計額(取得△)	救急車、レントゲン車、その他の自動車に係る減損損失累計額
			車両減損損失累計額(債務△)	車両減損損失累計額(債務△)	
			車両(リース)減損損失累計額(取得△)	車両(リース)減損損失累計額(取得△)	ファイナンス・リース取引によって調達した車両に係る減損損失累計額
			車両(リース)減損損失累計額(債務△)	車両(リース)減損損失累計額(債務△)	
			放射性同位元素	放射性同位元素(取得)	診療用の放射性同位元素(半減期が1年以内のものを除く)
			放射性同位元素(債務)	放射性同位元素(債務)	
			放射性同位元素減価償却累計額(△)	放射性同位元素減価償却累計額(取得△)	診療用の放射性同位元素(半減期が1年以内のものを除く)に係る減価償却累計額
			放射性同位元素減価償却累計額(債務△)	放射性同位元素減価償却累計額(債務△)	
			放射性同位元素減損損失累計額(取得△)	放射性同位元素減損損失累計額(取得△)	診療用の放射性同位元素(半減期が1年以内のものを除く)に係る減損損失累計額
			放射性同位元素減損損失累計額(債務△)	放射性同位元素減損損失累計額(債務△)	
			土地	土地	宅地、畑、田、山林、原野、鉱泉地など一切の土地。なお、土地取得に要した附帯費用(地上物件移転補償費、仲介手数料、登記手数料など)及び利用し得るまでの費用(測量費、盛土の整地費など)も含む。
			土地減損損失累計額(△)	土地減損損失累計額(△)	宅地、畑、田、山林、原野、鉱泉地など一切の土地に係る減損損失累計額
			建設仮勘定	建設仮勘定	有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでの請負前減金、建設用材料部品などの買入代金など
			建設仮勘定減損損失累計額(△)	建設仮勘定減損損失累計額(△)	有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでの請負前減金、建設用材料部品などの買入代金などに係る減損損失累計額
			その他有形固定資産	(償却)その他有形固定資産(取得)	
			(償却)その他有形固定資産(債務)	(償却)その他有形固定資産(債務)	
			(償却)その他有形固定資産減価償却累計額(取得△)	(償却)その他有形固定資産減価償却累計額(取得△)	上記に属さない有形固定資産(償却資産)に係る減価償却累計額
			(償却)その他有形固定資産減価償却累計額(債務△)	(償却)その他有形固定資産減価償却累計額(債務△)	
			(償却)その他有形固定資産減損損失累計額(取得△)	(償却)その他有形固定資産減損損失累計額(取得△)	上記に属さない有形固定資産(償却資産)に係る減損損失累計額
			(償却)その他有形固定資産減損損失累計額(債務△)	(償却)その他有形固定資産減損損失累計額(債務△)	
			(非償却)その他有形固定資産(取得)	(非償却)その他有形固定資産(取得)	上記に属さない有形固定資産(非償却資産)
			(非償却)その他有形固定資産(債務)	(非償却)その他有形固定資産(債務)	
			(非償却)その他有形固定資産減価償却累計額(取得△)	(非償却)その他有形固定資産減価償却累計額(取得△)	上記に属さない有形固定資産(非償却資産)に係る減価償却累計額
			(非償却)その他有形固定資産減価償却累計額(債務△)	(非償却)その他有形固定資産減価償却累計額(債務△)	
			(非償却)その他有形固定資産減損損失累計額(取得△)	(非償却)その他有形固定資産減損損失累計額(取得△)	上記に属さない有形固定資産(非償却資産)に係る減損損失累計額
			(非償却)その他有形固定資産減損損失累計額(債務△)	(非償却)その他有形固定資産減損損失累計額(債務△)	
		無形固定資産	特許権	特許権	新規な発明を登録したことにより与えられる独占権(特許取得に直接要した費用をもって取得原価を構成する)
			特許権減価償却累計額(△)	特許権減価償却累計額(△)	新規な発明を登録したことにより与えられる独占権(特許取得に直接要した費用をもって取得原価を構成する)に係る減価償却累計額
			特許権減損損失累計額(△)	特許権減損損失累計額(△)	新規な発明を登録したことにより与えられる独占権(特許取得に直接要した費用をもって取得原価を構成する)に係る減損損失累計額
			借地権	借地権	建物の所有を目的とする地上権及び賃借権などの借地法上の借地権で対価をもって取得したもの
			借地権減損損失累計額(△)	借地権減損損失累計額(△)	建物の所有を目的とする地上権及び賃借権などの借地法上の借地権で対価をもって取得したものに係る減損損失累計額
			ソフトウェア	ソフトウェア	コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要した費用のうち、将来における費用削減又は収益獲得の効果が認められるものに係る減価償却累計額
			ソフトウェア減価償却累計額(△)	ソフトウェア減価償却累計額(△)	コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要した費用のうち、将来における費用削減又は収益獲得の効果が認められるものに係る減価償却累計額
			ソフトウェア減損損失累計額(△)	ソフトウェア減損損失累計額(△)	コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要した費用のうち、将来における費用削減又は収益獲得の効果が認められるものに係る減損損失累計額
			ソフトウェア(リース)	ソフトウェア(リース)	ファイナンス・リース取引によって調達したソフトウェア
			ソフトウェア(リース)減価償却累計額(△)	ソフトウェア(リース)減価償却累計額(△)	ファイナンス・リース取引によって調達したソフトウェアに係る減価償却累計額
			ソフトウェア(リース)減損損失累計額(△)	ソフトウェア(リース)減損損失累計額(△)	ファイナンス・リース取引によって調達したソフトウェアに係る減損損失累計額
			ソフトウェア仮勘定	ソフトウェア仮勘定	製作中の自己使用目的等のソフトウェアなど、稼働前の無形固定資産への支出
			ソフトウェア仮勘定減損損失累計額(△)	ソフトウェア仮勘定減損損失累計額(△)	製作中の自己使用目的等のソフトウェアなど、稼働前の無形固定資産への支出に係る減損損失累計額
			電話加入権	電話加入権	NTT回線の加入権
			電話加入権減損損失累計額(△)	電話加入権減損損失累計額(△)	NTT回線の加入権に係る減損損失累計額
			(償却)その他有形固定資産	(償却)その他有形固定資産	上記に属さない無形固定資産(償却資産)
			(償却)その他有形固定資産減価償却累計額(△)	(償却)その他有形固定資産減価償却累計額(△)	上記に属さない無形固定資産(償却資産)に係る減価償却累計額
			(償却)その他有形固定資産減損損失累計額(△)	(償却)その他有形固定資産減損損失累計額(△)	上記に属さない無形固定資産(償却資産)に係る減損損失累計額
			(非償却)その他有形固定資産	(非償却)その他有形固定資産	上記に属さない無形固定資産(非償却資産)
			(非償却)その他有形固定資産減価償却累計額(△)	(非償却)その他有形固定資産減価償却累計額(△)	上記に属さない無形固定資産(非償却資産)に係る減価償却累計額
			(非償却)その他有形固定資産減損損失累計額(△)	(非償却)その他有形固定資産減損損失累計額(△)	上記に属さない無形固定資産(非償却資産)に係る減損損失累計額
		投資その他の資産	長期貸付金	長期貸付金	金銭消費貸借契約等に基づく機嫌の外部者に対する貸付取引のうち当初の契約において1年超に受取期間の到来するもの
			貸倒引当金(△)	貸倒引当金(長期貸付金)(△)	長期貸付金に係る取立不能見込額の引当金
			破産更生債権等	破産更生債権等	破産債権、更生債権、民事再生債権、その他これらに準ずる債権
			貸倒引当金(△)	貸倒引当金(破産更生債権等)(△)	破産更生債権等に係る取立不能見込額の引当金
			長期前払費用	長期前払費用	時の経過に依りて費用が発生する継続的な役務享受取引に対する前払分で1年を超えて費用化される未経過分の金額
			長期前払費用減損損失累計額(△)	長期前払費用減損損失累計額(△)	時の経過に依りて費用が発生する継続的な役務享受取引に対する前払分で1年を超えて費用化される未経過分の金額に係る減損損失累計額
			災害備蓄在庫	災害備蓄在庫	災害拠点病院のうち、本部指定の備蓄専用倉庫の在庫保管品(長期保存が予定される災害備蓄品)
			その他投資資産	長期定期預金	契約期間1年超の定期預金口座(複数口座を有していても科目設定不要)
			その他長期性預金	その他長期性預金	長期の金銭信託など、定期預金以外の長期性預金
			投資有価証券	投資有価証券	満期保有目的債券
			役員長期貸付金	役員長期貸付金	役員に対する貸付金のうち当初の契約において1年超に受取期間の到来するもの
			従業員長期貸付金	従業員長期貸付金	従業員に対する貸付金のうち当初の契約において1年超に受取期間の到来するもの
			本部長期貸付金	本部長期貸付金	本部に対する貸付金のうち当初の契約において1年超に受取期間の到来するもの(一年以内回収本部長期貸付金に該当するものを除く)
			施設長期貸付金	施設長期貸付金	施設に対する貸付金のうち当初の契約において1年超に受取期間の到来するもの(一年以内回収施設長期貸付金に該当するものを除く)
			その他投資資産	その他投資資産	上記に属さない投資その他の資産
			その他投資資産減損損失累計額(△)	その他投資資産減損損失累計額(△)	上記に属さない投資その他の資産に係る減損損失累計額
			本部(資産)	本部(資産)	
負債	流動負債	流動負債	運営費交付金債務	運営費交付金債務(診療)	国から診療業務に係る運営費交付金を受領した際に債務として整理する勘定
			運営費交付金債務(介護)	運営費交付金債務(介護)	国から介護業務に係る運営費交付金を受領した際に債務として整理する勘定
			運営費交付金債務(教育)	運営費交付金債務(教育)	国から教育業務に係る運営費交付金を受領した際に債務として整理する勘定
			預り施設費	預り施設費(診療)	国から診療業務に係る施設費を受領した際に債務として整理する勘定
			預り施設費(介護)	預り施設費(介護)	国から介護業務に係る施設費を受領した際に債務として整理する勘定
			預り施設費(教育)	預り施設費(教育)	国から教育業務に係る施設費を受領した際に債務として整理する勘定
			預り補助金等	預り補助金等(診療)	国または地方公共団体から診療業務に係る補助金等を受領した際に債務として整理する勘定
			預り補助金等(介護)	預り補助金等(介護)	国または地方公共団体から介護業務に係る補助金等を受領した際に債務として整理する勘定
			預り補助金等(教育)	預り補助金等(教育)	国または地方公共団体から教育研修業務に係る補助金等を受領した際に債務として整理する勘定
			預り寄附金	預り寄附金(診療)	診療業務に係る使途を特定した寄附金を受領した際に債務として整理する勘定
			預り寄附金(介護)	預り寄附金(介護)	介護業務に係る使途を特定した寄附金を受領した際に債務として整理する勘定

大科目	中科目	集計小科目	小科目	明細科目	説明
				預り寄附金(教育)	教育業務に係る使途を特定した寄附金を受領した際に債務として整理する勘定
			短期借入金	短期借入金	金融消費債権契約等に基づく機構の外部者からの借入取引のうち当初の契約において1年以内に最終の返済期限が到来するもの
			一年以内償還地域医療機能推進機構債券	一年以内償還地域医療機能推進機構債券	地域医療機能推進機構債券のうち1年以内に償還期限が到来する分
			一年以内償還地域医療機能推進機構債券発行差額(Δ)	一年以内償還地域医療機能推進機構債券発行差額(Δ)	
			一年以内返済長期借入金	一年以内返済長期借入金	長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来する分
			施設短期借入金	施設短期借入金	施設からの借入金のうち当初の定めに従い1年以内に返済期限が到来するもの
			本部短期借入金	本部短期借入金	本部からの借入金のうち当初の定めに従い1年以内に返済期限が到来するもの
			一年以内返済施設長期借入金	一年以内返済施設長期借入金	施設長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来する分
			一年以内返済本部長期借入金	一年以内返済本部長期借入金	本部長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来する分
			買掛金	買掛金	医薬品、診療材料、給食材料に係る未払債務
			未払金	未払金	買掛金以外の未払債務
			一年以内支払リース債務	一年以内支払リース債務	ファイナンス・リース取引に係る債務のうち1年以内に支払期限が到来する分
			未払消費税等	未払消費税等	決算時における消費税及び地方消費税の計算において確定した年間税額から予定納税額を控除した金額
			預り金	診療預り金	入院保証預り金や救急診療時の振替払い預り金など、患者から受け取る暫定的な預り金
				生活預り金	入院患者の預金等を病院で管理する場合の預り金
				貸与品保証預り金	患者に松葉杖、車いす等を貸与する場合に受け取る保証預り金
				その他患者預り金	上記に属さない患者からの預り金
				その他一般預り金	患者以外からの預り金(本支店間預り金、役員員預り金に相当するものを除く)
				本支店間預り金消費税等	本館による消費税及び地方消費税の一括納付のための預り金
				その他本支店間預り金	上記に属さない本支店間の預り金
				所得税	役員員等からの源泉徴収税の一次的な預り金
				県民税・市町村民税	役員員等からの県民税、市町村民税の一次的な預り金
				社会保険料等	役員員等からの社会保険料など法定各種保険料の徴収分、掛金などの一次的な預り金
				その他役員員等預り金	上記に属さない役員員等からの一次的な預り金
			前受金	前受金	給付の履行以前に代金を受け取った場合に処理する勘定で将来の債務の提供を示すもの(債務の提供が完了したときは、当該勘定科目に振替整理)
			仮受金	仮受金	実際に入金があったが、受入勘定科目が不明または金額の総額が確定しない場合にその収入金を一時的に処理する勘定(正当科目が判明すれば直ちに振替整理を行う)
			未払費用	未払費用	賃借料、支払利息などの経過に依存して費用が発生する継続的な債務の享受取引に対する未払分
			前受収益	前受収益	受取利息、賃借料などの経過に依存して収益が発生する継続的な債務提供取引において未だ提供していない債務に対して受領した前受分
			賞与引当金	賞与引当金	支給対象期間に基づき定期的に支給する職員賞与に対する引当金
			損害補償損失引当金	損害補償損失引当金	賠償賠償等による損害賠償金の損失負担見込額に対する引当金
			一年以内履行資産除去債務	一年以内履行資産除去債務	有形固定資産の取得、建設、開発、又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるもの見積額のうち1年以内に履行が見込まれるものの
			災害損失引当金	災害損失引当金	災害損失に係る廃棄物、復旧に係る費用の損失負担見込額に対する引当金
			その他流動負債	その他流動負債	上記に属さない1年以内に期限が到来する負債
固定負債	固定負債		資産見返運営費交付金	資産見返運営費交付金	中期計画の範囲内で運営費交付金により償却資産を取得した場合、及び中期計画の範囲内で運営費交付金により非償却資産を取得した場合に運営費交付金債務を振り替える勘定
			資産見返補助金等	資産見返補助金等	補助金等により償却資産を取得した場合に預り補助金等を振り替える勘定
			資産見返寄附金	資産見返寄附金	中期計画の範囲内で寄附金により償却資産を取得した場合、及び中期計画の範囲内で寄附金により非償却資産を取得した場合に預り寄附金を振り替える勘定
			建設仮勘定見返運営費交付金	建設仮勘定見返運営費交付金	中期計画の範囲内で運営費交付金により建設仮勘定を取得した場合に運営費交付金債務を振り替える勘定
			建設仮勘定見返施設費	建設仮勘定見返施設費	施設費により建設仮勘定を取得した場合に預り施設費を振り替える勘定
			建設仮勘定見返補助金等	建設仮勘定見返補助金等	補助金等により建設仮勘定を取得した場合に預り補助金等を振り替える勘定
			資産見返物品受贈額	資産見返物品受贈額	国から資産計上すべき償却資産を贈与された場合に計上される負債
			その他資産見返負債	その他資産見返負債	上記以外の資産見返負債
			地域医療機能推進機構債券	地域医療機能推進機構債券	債券による資金調達を行った際に用いる勘定
			地域医療機能推進機構債券発行差額(Δ)	地域医療機能推進機構債券発行差額(Δ)	
			長期預り寄附金	長期預り寄附金	使途を特定した寄附金を受領した際に1年を超えて債務として整理する勘定
			長期借入金	長期借入金	財政投融資資金、銀行などからの借入金であって、当初の契約において1年を超えて最終の返済期限が到来するもの(一年以内返済施設長期借入金に該当するものを除く)
			施設長期借入金	施設長期借入金	施設からの借入金のうち当初の定めに従い1年を超えて最終の返済期限が到来するもの(一年以内返済施設長期借入金に該当するものを除く)
			本部長期借入金	本部長期借入金	本部からの借入金のうち当初の定めに従い1年を超えて最終の返済期限が到来するもの(一年以内返済本部長期借入金に該当するものを除く)
			長期未払金	長期未払金	器械、備品など償却資産に対する未払債務のうち期間が1年を超えるもの
			退職給付引当金	退職給付引当金	退職給付に係る会計基準に基づき役員員が提供した労働利益に対して将来支払われる退職給付に備えて設定される引当金
			リース債務	リース債務	ファイナンス・リース取引に係る未払債務(一年以内支払リース債務に該当するものを除く)
			資産除去債務	資産除去債務	有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じ、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるもの見積額
			その他固定負債	その他固定負債	上記に属さない固定負債
純資産	資本金	資本金	退職給付引当金	施設(負債)	政府による出資金
	資本剰余金	資本剰余金	政府出資金	政府出資金	政府による出資金
			資本剰余金	資本剰余金(施設費)	預り施設費を財源とする非償却資産又は特定償却資産を取得した場合に、預り施設費を資本剰余金に振り替え整理する勘定
				資本剰余金(運営費交付金)	中期計画の想定範囲内で運営費交付金によりその取得が合理的に特定できる非償却資産を取得した場合に運営費交付金債務を資本剰余金に振り替え整理する勘定
				資本剰余金(補助金等)	補助金により非償却資産を取得した場合に、預り補助金等を資本剰余金に振り替え整理する勘定
				資本剰余金(寄附金)	中期計画の想定範囲内で寄附金で非償却資産を取得した場合に預り寄附金を資本剰余金に振り替え整理する勘定
				資本剰余金(目的積立金)	目的積立金を財源として剰余金を使用した場合に整理する勘定
				資本剰余金(減資差益)	政府から出資された財産を不要財産として国庫納付した場合に当該納付額との差額を調整する勘定
				資本剰余金(国庫納付差額)	政府から出資された財産を不要財産として国庫納付する際に繰越取引を行った場合に当該差額を上回る損益外除売却差額相当額を整理する勘定
				資本剰余金(その他)	上記に属さない資本剰余金
			減価償却相当累計額	減価償却相当累計額・建物(取得)	特定償却資産にかかる減価償却相当額
				減価償却相当累計額・建物(債務)	
				減価償却相当累計額・建物附属設備(取得)	
				減価償却相当累計額・建物附属設備(債務)	
				減価償却相当累計額・構築物(取得)	
				減価償却相当累計額・構築物(債務)	
				減価償却相当累計額・医器械備(取得)	
				減価償却相当累計額・医器械備(債務)	
				減価償却相当累計額・他器械備(取得)	
				減価償却相当累計額・他器械備(債務)	

大科目	中科目	集計小科目	小科目	明細科目	説明
				減価償却相当累計額・他器械備(債務)	
				減価償却相当累計額・車両(取得)	
				減価償却相当累計額・車両(債務)	
				減価償却相当累計額・放同元素(取得)	
				減価償却相当累計額・放同元素(債務)	
				減価償却相当累計額・他有固資(取得)	
				減価償却相当累計額・他有固資(債務)	
				減価償却相当累計額・ソフトウェア	
				減価償却相当累計額・特許権	
				減価償却相当累計額・その他無形固定資産	
			減損損失相当累計額	減損損失相当累計額・建物(取得)	特定償却資産にかかる減損損失相当額
				減損損失相当累計額・建物(債務)	
				減損損失相当累計額・建物附属設備(取得)	
				減損損失相当累計額・建物附属設備(債務)	
				減損損失相当累計額・構築物(取得)	
				減損損失相当累計額・構築物(債務)	
				減損損失相当累計額・医器械備(取得)	
				減損損失相当累計額・医器械備(債務)	
				減損損失相当累計額・他器械備(取得)	
				減損損失相当累計額・他器械備(債務)	
				減損損失相当累計額・車両(取得)	
				減損損失相当累計額・車両(債務)	
				減損損失相当累計額・放同元素(取得)	
				減損損失相当累計額・放同元素(債務)	
				減損損失相当累計額・他有固資(取得)	
				減損損失相当累計額・他有固資(債務)	
				損益外減価償却累計額・ソフトウェア(減損)	
				損益外減価償却累計額・特許権(減損)	
				損益外減価償却累計額・その他無形固定資産(減損)	
			利息費用相当額	利息費用相当額・建物	特定償却資産の資産除去債務にかかる時の経過による利息費用相当額
				利息費用相当額・建物附属設備	
				利息費用相当額・構築物	
				利息費用相当額・医器械備	
				利息費用相当額・他器械備	
				利息費用相当額・車両	
				利息費用相当額・放同元素	
				利息費用相当額・他有固資	
			除売却差額相当額	除売却差額相当額	政府から出資された財産を不要財産として国庫納付する際に譲渡取引を行った場合の譲渡差額及び譲渡費用を調整する勘定
利益剰余金	利益剰余金	前期中期目標期間繰越積立金	前期中期目標期間繰越積立金	前期中期目標期間終了後、主務大臣から次の中期目標期間に繰越積立金として承認を得た額	
		目的積立金	目的積立金	通則法44条3項に基づく目的積立金	
		積立金	積立金	通則法44条1項に基づく積立金	
		当期未処分利益	当期未処分利益	当期における未処分損益	
本支店勘定	本部	本部	本部		
		東日本地区事務所	東日本地区事務所		
		西日本地区事務所	西日本地区事務所		
		九州地区事務所	九州地区事務所		
	東日本地区	北海道	北海道		
		札幌北辰	札幌北辰		
		登別	登別		
		仙台	仙台		
		仙台南	仙台南		
		秋田	秋田		
		二本松	二本松		
		うつのみや	うつのみや		
		群馬中央	群馬中央		
		さいたま北部	さいたま北部		
		埼玉	埼玉		
		千葉	千葉		
		船橋中央	船橋中央		
		東京高輪	東京高輪		
		東京新宿	東京新宿		
		東京山手	東京山手		
		東京城東	東京城東		
		東京蒲田	東京蒲田		
		横浜中央	横浜中央		
		横浜保土ヶ谷	横浜保土ヶ谷		
		相模野	相模野		
		湯河原	湯河原		
		山梨	山梨		
		清水さくら	清水さくら		
		三島	三島		
	西日本地区	高岡ふしき	高岡ふしき		
		金沢	金沢		
		福井勝山	福井勝山		
		若狭高浜	若狭高浜		
		可児どうのう	可児どうのう		
		中京	中京		
		四日市羽津	四日市羽津		
		滋賀	滋賀		
		京都鞍馬口	京都鞍馬口		
		大阪	大阪		
		大阪みなと	大阪みなと		
		星ヶ丘	星ヶ丘		
		神戸中央	神戸中央		
		大和郡山	大和郡山		

大科目	中科目	集計小科目	小科目	明細科目	説明
			玉造	玉造	
			りつりん	りつりん	
			宇和島	宇和島	
			高知西	高知西	
		九州地区	下関	下関	
			徳山中央	徳山中央	
			九州	九州	
			久留米	久留米	
			福岡ゆたか	福岡ゆたか	
			佐賀中部	佐賀中部	
			松浦中央	松浦中央	
			諫早	諫早	
			熊本	熊本	
			人吉	人吉	
			天草中央	天草中央	
			南海	南海	
			湯布院	湯布院	
			宮崎江南	宮崎江南	

合計残高試算表

施設名 ○○病院

○月度

自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

作成日 令和 年 月 日 時 分 1頁

当月残高	借方発生	コード	科目名称	貸方発生	当月残高
		10101	現金		
		10102	小口現金		
		10103	現金過不足		
		10104	普通預金		
		10105	当座預金		
		10106	通知預金		
		10107	定期預金		
		10108	別段預金		
		11101	有価証券		
		14101	医業未収金		
		14102	健診未収金		
		14103	訪問看護事業未収金		
		14201	貸倒引当金(医業未収金)		
		14301	施設運営事業未収金		
		14302	在宅介護支援センター未収金		
		14303	地域包括支援センター未収金		
		14304	保養収益未収金		
		14401	貸倒引当金(施設未収金)		
		14501	未収補助金		
		14502	その他未収金		
		14601	貸倒引当金(未収金)(△)		
		16101	医薬品		
		16201	診療材料		
		16301	介護療養材料		
		16302	利用者等材料		
		16401	給食用材料		
		16501	医療消耗器具備品		
		16502	介護療養消耗器具備品		
		16503	消耗器具備品		
		16504	燃料		
		16505	その他貯蔵品		
		16901	前払費用		
		17101	未収収益		
		18101	本部短期貸付金		
		18102	施設短期貸付金		
		18103	年内回収本部長期貸付金		
		18104	年内回収施設長期貸付金		
		19001	前渡金		
		19002	仮払金		
		19003	立替金		
		19004	未収消費税等		
		19005	短期貸付金		
		19006	貸倒引当金(短期貸付金)		
		19007	役員短期貸付金		
		19008	従業員短期貸付金		
		19009	その他流動資産		
			流動資産		
		101101	建物(取得)		
		101102	建物(債務)		
		102103	建物附属設備(取得)		
		102104	建物附属設備(債務)		
		21201	建物減価償却累計(取△)		
		21202	建物減価償却累計(債△)		
		21203	建物附属減価累計(取△)		
		21204	建物附属減価累計(債△)		
		21301	建物減損損失累計(取△)		
		21302	建物減損損失累計(債△)		
		21303	建物附属減損累計(取△)		
		21304	建物附属減損累計(債△)		

(単位：円)

固定資産台帳

施設名[0000] ○○病院
 自年月日 至年月日

作成日 ○○○○年○月○日 00時 00分
 1頁

資産名称						契約コード
科目						
構造						
細目						
部門						
経費						
設置場所						
申告先					旧リース区分	
集計グループ						
稟議書No.		購入先				
備考						
減損実施日	減損グループ	減損実施日	減損グループ	画像出力欄		
取得年月日		償却超過額				
供用年月日		償却不足額				
財源区分				取得時振替額		
償却方法	会計計算	法人税計算	管理会計	その他		
耐用年数						
償却率						
残存率						
取得価額						
期首簿価						
償却基礎・改定額						
当期減少金額						
当期償却額						
減損損失額						
減損累計額						
期末簿価						
期末累計額						
履歴No.	年月日	事由	部門	数量	価額	
	経費区分	設置場所	申告先	備考		
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

固定資産台帳

施設名[0000] ○○病院
 自年月日 至年月日

資産名称						契約コード
科目		契約番号				
構造		特定収入仕入				
細目		損益内/損益外				
部門						
経費						
設置場所						
申告先						
集計グループ						
稟議書No.		購入先				
備考						
減損実施日	減損グループ	減損実施日	減損グループ			
取得年月日		償却超過額				
供用年月日		償却不足額				
財源区分					取得時振替額	
	会計計算	法人税計算				
償却方法						
耐用年数						
償却率						
残存率						
取得価額						
期首簿価						
償却基礎・改定額						
当期減少金額						
当期償却額						
減損損失額						
減損累計額						
期末簿価						
期末累計額						
履歴No.	年月日	事由	部門	数量	価額	
	経費区分	設置場所	申告先			
	備考					
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

振替伝票

--	--	--	--	--	--	--	--

施設名 ○○病院
 令和 年 月 日 受付番号 No.

金額	借方	摘要	貸方	金額
		合		
		計		



令和〇〇年度予算実施計画

(単位：千円)

区 分	金 額
収入 長期借入金等 業務収入 その他収入 計	
支出 業務経費 診療業務経費 介護業務経費 教育業務経費 その他業務経費 施設整備費 借入金償還 支払利息 その他支出 計	

令和〇〇年度収支計画

(単位：千円)

区 分	金 額
収益の部 診療業務収益 医業収益 研究収益 その他診療業務収益 介護業務収益 介護収益 その他介護業務収益 教育業務収益 看護師等養成所収益 その他教育業務収益 その他経常収益 財務収益 その他 臨時利益 費用の部 診療業務費 人件費 材料費 諸経費 減価償却費 介護業務費 人件費 材料費 諸経費 減価償却費 教育業務費 人件費 諸経費 減価償却費 一般管理費 人件費 諸経費 減価償却費 その他経常費用 財務費用 その他 臨時損失 総利益(損失) 目的積立金取崩額 収支差	

令和〇〇年度資金計画

(単位：千円)

区 分	金 額
<p>資金収入</p> <ul style="list-style-type: none">業務活動による収入<ul style="list-style-type: none">診療業務による収入介護業務による収入教育業務による収入その他の収入投資活動による収入<ul style="list-style-type: none">その他の収入財務活動による収入<ul style="list-style-type: none">債券発行による収入長期借入による収入その他の収入 <p>資金支出</p> <ul style="list-style-type: none">業務活動による支出<ul style="list-style-type: none">診療業務による支出介護業務による支出教育業務による支出その他の支出投資活動による支出<ul style="list-style-type: none">有形固定資産の取得による支出その他の支出財務活動による支出<ul style="list-style-type: none">債券の償還による支出長期借入金の返済による支出その他の支出翌年度への繰越金	

貸借対照表
(令和〇〇年 3 月 3 1 日)

資産の部

I 流動資産

現金及び預金		×××	
有価証券		×××	
医業未収金	×××		
貸倒引当金	<u>×××</u>	×××	
未収金	<u>×××</u>		
貸倒引当金	<u>×××</u>	×××	
医薬品		×××	
診療材料		×××	
給食用材料		×××	
貯蔵品		×××	
前払費用		×××	
未収収益		×××	
その他流動資産		<u>×××</u>	
流動資産合計			×××

II 固定資産

1 有形固定資産

建物	×××		
減価償却累計額	<u>×××</u>	×××	
構築物	<u>×××</u>		
減価償却累計額	<u>×××</u>	×××	
医療用器械備品	<u>×××</u>		
減価償却累計額	<u>×××</u>	×××	
その他器械備品	<u>×××</u>		
減価償却累計額	<u>×××</u>	×××	
車両	<u>×××</u>		
減価償却累計額	<u>×××</u>	×××	
放射性同位元素	<u>×××</u>		
減価償却累計額	<u>×××</u>	×××	
土地		×××	
建設仮勘定		×××	
その他有形固定資産	×××		
減価償却累計額	<u>×××</u>	×××	
有形固定資産合計		<u>×××</u>	

2 無形固定資産

借地権		×××	
ソフトウェア		×××	
特許権		×××	
電話加入権		×××	
その他無形固定資産		<u>×××</u>	
無形固定資産合計		<u>×××</u>	

3 投資その他の資産

長期定期預金		×××	
投資有価証券		×××	
破産更生債権等	×××		
貸倒引当金	<u>×××</u>	×××	
債権発行差金		×××	
災害備蓄在庫		×××	
その他投資資産		<u>×××</u>	
投資その他の資産合計		<u>×××</u>	
固定資産合計			<u>×××</u>
資産合計			<u>×××</u>

負債の部			
I 流動負債			
預り補助金等		×××	
預り寄附金		×××	
短期借入金		×××	
一年以内償還地域医療機能推進機構債券		×××	
一年以内償還地域医療機能推進機構債券発行差額(△)		×××	
一年以内返済長期借入金		×××	
買掛金		×××	
未払金		×××	
一年以内支払リース債務		×××	
未払費用		×××	
未払消費税等		×××	
預り金		×××	
引当金			
賞与引当金		×××	
その他流動負債		×××	
流動負債合計		<u>×××</u>	×××
II 固定負債			
資産見返負債			
資産見返補助金等	×××		
資産見返寄附金	<u>×××</u>	×××	
長期預り寄附金		×××	
地域医療機能推進機構債券		×××	
地域医療機能推進機構債券発行差額(△)			
長期借入金		×××	
リース債務		×××	
引当金			
退職給付引当金	<u>×××</u>	×××	
その他固定負債		<u>×××</u>	
固定負債合計		<u>×××</u>	×××
負債合計			<u>×××</u>
純資産の部			
I 資本金			
政府出資金		<u>×××</u>	
資本金合計			×××
II 資本剰余金			
資本剰余金		×××	
減価償却相当累計額(-)		-×××	
減損損失相当累計額(-)		-×××	
利息費用相当累計額(-)		-×××	
除売却差額相当累計額(-)		-×××	
資本剰余金合計		<u>×××</u>	×××
III 利益剰余金(又は繰越欠損金)			
前期中期目標期間繰越積立金		×××	
〇〇積立金		×××	
積立金		×××	
当期未処分利益(又は当期未処理損失)		<u>×××</u>	
(うち当期総利益(又は当期総損失))		(×××)	
利益剰余金(又は繰越欠損金)合計		<u>×××</u>	×××
純資産合計			<u>×××</u>
負債純資産合計			<u>×××</u>

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、又は資産・負債・資本の状態を明らかにするため必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分化し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 2 平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準に基づき、必要な会計基準を注記する。

行政コスト計算書
(令和〇〇年4月1日~令和〇〇年3月31日)

I 損益計算書上の費用

診療業務費	×××	
介護業務費	×××	
教育業務費	×××	
一般管理費	×××	
その他経常費用	×××	
臨時損失	×××	
損益計算書上の費用合計		×××

II その他行政コスト

減価償却相当額		
減損損失相当額		
利息費用相当額		
継承資産に係る費用相当額		
除売却差額相当額		
その他行政コスト合計		×××

III 行政コスト

×××

